

令和8年6月17日
於：アルカディア市ヶ谷

第75回 定例総会 第143回 理事会

- 第1号議案 令和7年度事業報告
- 第2号議案 令和7年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和8年度事業計画案
- 第4号議案 令和8年度収支予算案
- 第5号議案 令和8年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員改選

全国専修学校各種学校総連合会

目 次

第1号議案	令和7年度事業報告	P 1
1.	会議の開催 (P 1)	
2.	委員会活動 (P 7)	
3.	「7月11日職業教育の日」推進のための広報活動 (P 1 1)	
4.	留学生の受け入れの推進 (P 1 1)	
5.	課程別部会活動報告 (P 1 2)	
6.	分野別専門部会活動報告 (P 1 6)	
7.	全国私立学校審議会連合会 第80回総会について (P 2 2)	
第2号議案	令和7年度決算報告ならびに監査報告	P 2 3
第3号議案	令和8年度事業計画案	P 3 1
1.	運動方針 (P 3 1)	
2.	会議の開催 (P 3 7)	
3.	委員会活動方針 (P 3 9)	
4.	広報活動の一層の推進 (P 4 0)	
5.	課程別部会活動方針 (P 4 0)	
6.	分野別専門部会活動方針概要 (P 4 8)	
	令和8年度 年間主要会議日程 (P 5 2)	
第4号議案	令和8年度収支予算案	P 5 3
第5号議案	令和8年度第1次補正予算案	P 5 5
第6号議案	役員改選	P 5 7

第1号議案 令和7年度事業報告

全専各連は、令和7年度事業計画・収支予算に基づき、専修学校及び各種学校の振興と社会的地位の向上を目指して各事業を行った。

「学校教育法の一部を改正する法律」(令和6年度可決・令和8年度施行)により、職業教育体系の確立に向けて重要な一步を踏み出した。同法の施行を踏まえ、令和8年度専修学校関係予算において専修学校の質保証・向上に向けた取組を推進する予算措置や、令和7年には大学改革支援・学位授与機構が策定した「日本の教育資格枠組み(同年3月文部科学省承認)」において高度専門士はレベル6(学士と同等)、専門士はレベル5(短期大学士・準学士と同等)に位置づけられ、専修学校等で付与される資格の水準が明確化されるなど、様々な進展が見られた。

高等専修学校については、専門学校職業実践専門課程認定校に対する特別交付税による地方財政措置に続き、令和7年度から同様の措置が講じられることとなった。

文部科学省に関連した対応については、中央教育審議会生涯学習分科会に大平康喜常任理事が参画。また、令和8年2月26日に開催された「第2回日本成長戦略会議人材育成分科会」兼「第4回人材育成システム改革推進タスクフォース」においては、河原成紀副会長・総務副委員長が専門学校の立場から意見を述べた。さらに「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」には、市原康雄副会長・総務委員ならびに河原副会長・総務副委員長が参画しており、令和8年3月には、報告書「今後の専修学校における質保証・向上に向けて」が取りまとめられた。

厚生労働省関連では、中央職業能力開発促進協議会および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「運営委員会(機構の事業計画・運営等)」並びに「職業能力開発専門部会(機構の事業実績の確認等)」に河原副会長・総務副委員長が委員として参画し、職業訓練をはじめとする厚生労働省の施策について協議を行った。

令和7年は、昭和50年に「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、専修学校制度が誕生してから50周年という節目の年にあたり、7月4日、アルカディア市ヶ谷において専修学校制度制定50周年記念式典及び祝賀会を挙行了。あわせて、「専修学校制度50年のあゆみ」をデジタルムービーとして取りまとめ、全専各連ホームページに掲載した。

1. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会(※全専協と合同)

<第74回定例総会・第141回理事会(令和7年6月18日/アルカディア市ヶ谷)>

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案
- 第5号議案 令和7年度第1次補正予算案

<第142回理事会(令和8年2月26日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 第1号議案 令和8年度事業計画原案
- 第2号議案 令和8年度収支予算原案
- 令和7年度事業中間報告

(2) 常任理事会 (※全専協と合同)

<常任理事会 (令和7年6月18日/アルカディア市ヶ谷)>

第74回定例総会・第141回理事会に提案する以下の議案を審議した。

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案
- 第5号議案 令和7年度第1次補正予算案

<常任理事会 (令和8年2月26日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 第1号議案 令和8年度事業計画原案
- 第2号議案 令和8年度収支予算原案
- 令和7年度事業中間報告
- 理事会への対応

(3) 正副会長会議 (※全専協と合同)

<第2回 (令和7年5月30日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

- 全専各連総会 (6月18日)・全専協総会 (6月19日)への対応

<第3回 (令和8年2月10日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

- 令和8年度事業計画原案・収支予算原案の確認
- 全専各連・全専協理事会 (2月26日)への対応

(4) 都道府県協会等代表者会議

11月28日、東京・アルカディア市ヶ谷において開催。議題は以下のとおり。

- 文科省関連施策

令和8年度専修学校関係予算概算要求、学校教育法改正、学校評価、修学支援新制度、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議等について

- 全専各連現況報告

自由民主党専修学校等振興議員連盟総会 (11月28日開催) について、文科省中教審大学分科会質向上・質保証システム部会、高等専修学校に対する地方財政措置 (特別交付税) 実現を受けての予算要望活動、令和7年度都道府県別助成状況、厚生労働省関連、専修学校制度制定50周年記念行事報告、厚生労働省関連、ブロック会議報告及び令和7・8年度の主なスケジュールについて

(5) ブロック会議

各ブロック主催会議として全国9ブロックにおいて以下のとおり開催された (大会決議等を行ったブロックについて、決議事項・要望事項を掲載)。

- ① 北海道ブロック会議 (9月2日 (火) ~ 3日 (水)・旭川市: 旭川アートホテル)
- ② 東北ブロック会議 (9月19日 (金)・秋田県: 秋田キャッスルホテル)
- ③ 北関東信越ブロック会議 (8月21日 (木)・長野県: ホクト文化ホール)

【大会決議】

現在、我が国では少子化が急速に進行し、教育現場はかつてない変革の時を迎えている。

また、AIの進展により社会や産業の構造が大きく変わる中、職業教育には知識や技術だけでなく、変化に柔軟に対応できる人間力の育成が求められている。

私たち専修学校各種学校では、実践的な学びを通じて豊かな心を育む教育を推進するとともに、社会人の学び直しや留学生への支援など、今日的な課題に対応し社会に貢献できる人材を育成していくことが急務である。

専修学校制度制定から50年という大きな節目を迎えた今、私たちは、専修学校各種学校における職業教育の使命を再確認し、AI時代にふさわしい教育の革新と人間性豊かな人材の育成を進め、その社会的責務を果たしていくことをここに決議するとともに、それを支援するため下記事項を関係機関に強く要望する。

記

- 1 時代の要請に応じた職業教育を展開し、地域や産業界に有意な人材を輩出している専修学校各種学校の振興を図るため、公的助成の拡大及び職業実践専門課程への一層の支援を行うこと。
 - 2 多様な生徒の受入れを行っている後期中等教育機関としての高等専修学校の重要性を深く理解し、各都道府県における高等学校との格差を是正すること。
 - 3 意欲あるこどもたちの進学を支援するため、高等教育の修学支援新制度における所得要件を緩和するなど、制度の一層の充実を図ること。
 - 4 職業能力開発施設と専修学校各種学校との競合を回避し、役割分担を明確にすることで、その徹底を図ること。
 - 5 外国人留学生の受入れをより一層容易に行えるよう国として支援するとともに、産官学が連携して留学生が働きながら学び、卒業後に身につけた技能を生かせる環境を整備すること。
 - 6 社会人に学び直しの機会を提供するリカレント教育の充実を図るとともに、知識や技術をアップデートするためのリスキリング実践モデルの開発を支援すること。
- 以上のとおり本大会において決議する。

令和7年8月21日

全国専修学校各種学校総連合会
第55回北関東信越ブロック大会

④ 南関東ブロック会議（10月24日（金）・神奈川県：崎陽軒本店）

【大会決議】

全国専修学校各種学校総連合会

第66回 南関東ブロック会議 決議文

専修学校各種学校は長きに渡り、実践的な職業教育機関として我が国の社会基盤を支える人材育成の中心的な役割を担ってきた。これまでその教育成果に対する評価は年々高まりを見せ、それを後押しするように国による様々な制度改革が実現してきた。

昭和50年7月11日に「学校教育法の一部を改正する法律」の成立により専修学校制度が制定されてから50年目を目前にした令和6年度は、制度制定時以来となる専修学校のため「学校教育法の一部を改正する法律」の成立による専門学校の制度整備、また、地方財政措置においては7年度からの高等専修学校に対する特別交付税措置が決定するなど専修学校の振興が大きく前進した年となった。

令和7年度は専修学校制度制定50周年という大きな節目であるとともに、改正学校教育法が施行される8年度以降の「次の50年度」を見据えた重要な起点となる。

このような中であって、本ブロック会議においては、改革の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること、また専修学校各種学校が直面している諸課題の解決に向けた支援策が講じられることを念頭に置き、以下に掲げる事項について決議し、全国専修学校各種学校総連合会との密接な連携のもと、

その実現に向けて尽力を重ねるものとする。

1. 実践的な職業教育のさらなる質の保証・向上と学校経営の健全化に資するため、令和8年度に施行される改正学校教育法に掲げられた措置に基づく取組を着実に進める。特に、教育の質の保証を図るための「自己点検評価」及び「外部評価」については、より実効性の高いものとなるよう実施体制の整備等に係る支援を国に求めていく。
2. 職業実践専門課程を基軸とした「職業教育体系の確立」を目指し、その実現に資するよう財政的支援の拡充を国に求めていく。
3. 国家的課題としての人材育成・確保に向けた社会人の学び直し（リカレント・リスキリング）及び留学生受け入れを促進する。そのため、関係省庁や地方自治体と連携し、人材需要の把握や卒業後の就職機会の拡大に努めるとともに専門学校が企業等の人材育成施策において最大限活用されるよう様々な機会を通じて発信していく。
4. 後期中等教育として職業教育を担う高等専修学校において、一層の教育の質保証・向上に努める。また、令和7年度文教関係地方財政措置として、新たに創設された「多様な学びを保証する高等専修学校への補助に要する経費」を活用し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たしていく。
5. 外国人留学生の計画的かつ永続的な受入れ・育成・輩出を図るため、令和6年度に施行された日本語教育機関認定法に各校が円滑な対応できるよう、国に日本語教育機関に対する教育環境の整備・充実にに向けた支援を求めていく。

以上

⑤ 中部ブロック会議（8月22日（金）・岐阜県：ホテルグランヴェール岐山）

【大会決議】

21世紀も早四半世紀を迎え、専修学校・各種学校は今、その存在意義を再確認する時を迎えています。

専修学校は今年、制度創設50周年を迎えました。この半世紀の間、専門士・高度専門士の称号付与や大学・大学院への編入学資格付与、職業実践専門課程や修学支援新制度の創設など、専修学校の振興を図るための様々な施策や法制度整備が段階を踏んで進められ、昨年6月には、専門学校を法制度的にも高等教育機関であることを明確にすること等を目的として、学校教育法等の改正が行われました。

一方、急速な少子化の進行により、18歳人口の急激な減少が見込まれ、いわゆる大学全入時代の到来により、高校生の進路選択が大学に移っている可能性も指摘される中、大学等のアカデミックラインに対し、プロフェッショナルライン（職業教育体系）の確立に向けた職業教育機能の一層の強化が不可欠かつ急務となっています。

また、デジタル社会の進展やAIの急速な普及をはじめとした技術革新、グローバル化や産業構造の変化など、社会環境は急速に変化しており、働き方改革の進展や人生100年時代の到来に伴うリカレント教育やリスキリングに対するニーズの拡大とともに、労働力人口の減少に伴う留学生への期待が高まっています。

このように専修学校・各種学校を取り巻く状況が大きく変化する中、本大会では、専修学校・各種学校が我が国の「知の総和」向上の一翼を担う極めて重要な存在であることを再確認し、果たすべき役割・機能、その実現に向け推進すべき取り組みについて議論を深めました。本日にここに共有された共通認識を第69回定期大会の成果として次のとおり宣言します。

1 職業実践専門課程の取り組みの一層の拡充をはじめ、デジタルリテラシー教育の充実や教育DXの推進など新しい時代に対応した教育内容の充実を図るとともに、学校教育法の一部改正への適切な対応を通じて、プロフェッショナルライン（職業教育体系）の確立に向けた実践的な職業教育の質の保証・向上に取り組む。

2 各種学校等が設置・運営する日本語教育機関と連携し、専門学校等への優秀な留学生の受入れを推進するとともに、産業界、関係行政機関等と連携し、留学生が卒業後に地域の企業等で活躍し続けられる環境整備に貢献する。

3 人生100年時代を見据えた多様なリカレント教育の充実を図るとともに、専修学校・各種学校が社会人等の学び直し、リスキリングの機能をより広く発揮できるよう、産業界、関係行政機関等と連携し、人材育成の実態やニーズの把握等に努める。

4 産業界や地方公共団体等とのつながりを密にし、地域密着型の専修学校・各種学校の特色や強みを発揮して、県・市町村が推進する地方創生に向けた取り組みに貢献する。

令和7年8月22日

全国専修学校各種学校総連合会

中部七県ブロック協議会第69回定期大会(岐阜大会)

⑥近畿ブロック会議（7月11日（金）・京都府：ホテルグランヴィア京都）

⑦中国ブロック会議（7月17日（木）・鳥取県：ANAクラウンプラザホテル米子）

【大会決議】

先日、昨年の出生数が70万人を下回ると言う衝撃的なニュースがありました。この影響は18年後に我々を直撃し、今後、教育機関を取り巻く環境は急激に厳しい環境に置かれると言わざるをえない状況です。さらに近年、地方から大都市圏への18歳人口流失はますます拡大しており、大都市との地域格差も広がるばかりです。この現状を放置し続ければ、地域を支える人材がいなくなり、地方の産業、経済が壊滅し、人々の生活そのものを揺るがす事態になりかねません。今こそ、地域の専修学校各種学校に焦点を当て、これからの地方を蘇らせる分岐点にしなければなりません。

一方で、国や地域行政の評価も得られているのも事実です。これまで、我々は、学生、生徒の「学びの機会の確保」と産業界への「人材の輩出」という使命を果たすべく、教職員一丸となって学校運営にあたってまいりました。こうした真摯な取り組みに呼応するように、国からの様々な支援策が専修学校各種学校に対しても講じられました。その一つが、令和8年4月1日より施行される学校教育法の一部改正です。改正内容では、専修学校専門課程の入学資格を大学の入学資格と同様の規定とすること、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学と同等に「単位数」として定めること、専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めることなど、専修学校と大学・短大がほぼ同等の扱いになっています。さらに、この改正には、「専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務づけるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。」など、社会から信頼を得ると共に、高等教育機関としての責任を果たす重要かつ必要不可欠な項目も含まれています。しかし、いわゆる第三者評価には莫大な費用と労力を有し、中小規模を含む専修学校では大きな負担になることは容易に推測されるところです。

こうしたことにより制度面で大学・短大に近づく一方で、専修学校への進学を名実ともに高等教育機関への進学率に加算されない一部地域も存在し、また、経費補助が皆無または不十分な都道府県も存在します。未来の地域を支える若者に、進学先の制度上の違いだけで国や地域行政からの支援が異なることはあってはならないと考えます。

このような社会情勢の中、専修学校各種学校は引き続き社会的要請に応えるべく、職業教育機関として、また生涯学習機関として努力を継続していかなければなりません。

これらの案件の実現のために努力することをここで決議するものであります。

（決議事項）

1. 「激甚法」をはじめとした学校教育法第一条の学校と制度上の格差が存在するものについては、国に対して専修学校各種学校も対象となるよう早期の法改正を要望する。

2. 地域人材の育成機関である専修学校各種学校への公的助成の新規創設及び拡充を求める。
特に職業実践専門課程認定校への助成、高等専修学校生への授業料減免措置、授業目的公衆送信補償金制度への支援など地方財政措置が講じられているものについては、各県に対して早期の対応を要望する。
3. 公立の職業訓練施設において、本来の「求職・離職・転職・在職者のための職業訓練施設」という目的に沿った募集活動を行うことを要望する。

令和7年7月17日

全国専修学校各種学校総連合会 中国地区協議会

⑧四国ブロック会議（8月1日（金）・高知県：ザ クラウンパレス新阪急高知）

⑨九州ブロック会議（7月25日（金）・熊本県：KKRホテル熊本）

【大会決議】

令和7年7月25日

全国専修学校各種学校総連合会

九州ブロック大会（熊本大会）

アジアの中でいち早く先進国となった日本は、今、高い少子高齢化率の中で様々な問題に直面し、社会構造の変化、グローバル化による影響、経済面の停滞等、解決すべき難問が山積しています。それだけに教育の果たす役割はこれまで以上に大きくなっています。

本年は、専修学校制度制定50周年の節目の年です。私たち専門学校の社会的責務も極めて大きなものになっていると言えます。

そのような中で専修学校各種学校においては、今後もより一層学びの質を高め、キャリア意識、専門知識を涵養できる人材の育成に努めてまいります。

本日、この九州ブロック大会において、下記事項を行政当局及び全国専修学校各種学校総連合会に対して強く要望するとともに、併せてそれぞれの九州ブロック内の各会員校が自らの課題解決に取り組み、社会的責任を果たしていくことをここに宣言します。

記

1 国、県等の行政機関への要望

- (1) 「職業実践専門課程」を通じた専修学校振興に対する、より一層の支援拡充を求める。
- (2) 高等教育の就学支援制度における授業料減免制度の拡充を強く求める。
- (3) 外国人留学生の専修学校・各種学校への留学支援と卒業後の定着支援のため、在留資格の付与や範囲の拡大などを求める。
- (4) 高等専修学校は、後期中等教育機関の役割を担っており、その教育振興に資するためにも高等学校との様々な格差是正を求める。
- (5) 大規模災害に際して、被災した専修学校及び各種学校に対し、一条校と同様の措置が講じられるように、激震災害法の改正を求める。

2 九州ブロック内の各会員校の社会的責務の遂行に向けて

- (1) 各学校が教育の質保証・情報公開・法令遵守等に真摯に取り組み、公的な教育機関としての説明責任を果たしていく。
- (2) 実践的な職業教育機関として、若年者や離職者の雇用対策の一翼を担うとともに社会人の学び直しとして、広く活用されるよう地域社会に積極的に貢献する。
- (3) アジアに近接した九州ブロックの地理的特性を活かし、国際社会で活躍し、我が国の将来に貢献できる視点をもった人材の育成と先見性に富む学校経営に心がける。
- (4) 高等専修学校においては、小中学校で「不登校」を経験した生徒や発達障がいの生徒のための適切な受け入れ及び進路指導に関する教育力の向上を目指す。

(6) 事務担当者会議

4月18日、東京・アルカディア市ヶ谷においてTCE財団と共催。全専各連の定例総会・理事会資料等をもとに、令和7年度事業計画や諸手続等の説明を行った。

2. 委員会活動

(1) 総務委員会

①会議の開催（※全専協と合同）

＜第4回（令和7年5月20日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

- 総会への対応
- 令和6年度事業報告・令和7年度事業計画案

＜第5回（令和7年9月25日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

- 学校教育法の一部改正に伴う関係省令整備について
- 留学生関係について

＜第6回（令和7年12月10日／全専各連事務局会議室／オンライン）＞※

- 令和8年度活動方針（骨子）の検討
- 令和7年度事業中間報告（概要）

＜第7回（令和8年1月21日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

- 令和8年度運動方針原案（基本方針・重点目標）、事業計画原案の検討
- 全専各連・全専協合同理事会の運営

②担当別活動状況

《振興策対応》

＜地方財政措置を活用した都道府県による運営費補助の創設・拡充に関する要望活動支援（職業実践専門課程、高等専修学校）＞

令和4年度から職業実践専門課程認定校への運営費補助に対する地方財政措置（特別交付税）が創設されたことを受け、全ての都道府県において職業実践専門課程認定校に対する運営費補助が制度化されるよう、情報提供を通じて各地域単位での予算要望活動に関する支援を引き続き行った。

また、全国高等専修学校協会においては、令和4年度から行っている「高等専修学校に対する地方財政措置の実現に向けた運動」の成果として、全国知事会が提出した「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（令和6年8月2日付）」において高等専修学校関連について盛り込まれ、令和7年度より高等専修学校への都道府県補助に対する特別交付税措置が創設された（「高等専修学校への都道府県補助に対する特別交付税措置の創設について（令和7年1月24日付）」文科省から発出）。職業実践専門課程と同様の予算要望活動支援を行った。

＜文科省委託事業への対応＞

令和7年度専修学校委託事業に対応。主な事業は以下の通り。

○職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業への対応

①「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」調査研究実施委員会および有識者会議

（委託調査先：(株)三菱総合研究所、参画：関口正雄常任理事・総務委員長、事務局員）

②「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進（専修学校等の文部科学大臣認定等制度に係る業務のシステム化等に向けた検討）」有識者会議

（委託調査先：(株)三菱総合研究所、参画：事務局員）

③「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業推進委員会・部会
(委託調査先：(一社)全国専門学校教育研究会、参画：事務局員)

④「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業実施委員会・部会
(委託調査先：特定非営利活動法人職業教育評価機構、参画：関口常任理事・総務委員長、
専門学校関係者、事務局員)

<ISO29993(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)への対応>

ISO29993(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)における専修学校及び各種学校との連携・協力について、日本の国内審議団体である(一社)人材育成と教育サービス協議会(JAMOTE)と調整を行った。また、ISO/TC232国内審議委員会に本連合会から学校関係者が専門委員として参画した。

<私立学校法改正への対応>

令和5年5月8日に公布された「私立学校法の一部を改正する法律」に関する対応として、改正内容に基づく「寄附行為作成例」等の最新情報を整理し、都道府県協会等を通じて会員校へ周知を行った。

<著作物の教育利用に関する関係者フォーラムへの対応>

著作権法改正(平成30年5月)を契機として、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うための様々な環境整備を行う必要から「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」が発足。同協会が行う「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」に事務局員が参画している。

<高等教育の国際化への対応>

平成30年に発効したユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(通称：東京規約)」に基づいて、高等教育の資格の円滑な承認に資する情報を提供する国内組織として、「高等教育資格承認情報センター(NIC)」が(独)大学改革支援・学位授与機構内に設置されている。締約国が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることにより、国際的な学生及び研究者の流動性の促進を目的としている。本連合会は専修学校の国内外の通用性や、国家学位・資格枠組み(NQF)の必要性について関係各所に発信し続けた。令和7年には大学改革支援・学位授与機構が策定した「日本の教育資格枠組み(同年3月文部科学省承認)」が公開。高度専門士が学士相当のレベル6、専門士が短期大学士・準学士相当のレベル5に位置づけられた。

<大規模災害等への対応>

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震について、青森県を中心に被災地域の専修学校及び各種学校の被災状況について、文部科学省と連携して情報収集を行った。近年、予測を超えて頻発する自然災害により、被災した専修学校及び各種学校の学生生徒とその保護者が通常の生活をいち早く取り戻せること、また被災した専修学校等が地域の職業教育機関として従来どおりの教育機能を果たすことが可能となるよう、改めて「激甚法」改正の必要性を確認した。

<物価高騰に対する都道府県(行政)支援状況調査>

私立学校の負担軽減、安定した学校教育の実施を目的とした都道府県の物価高騰に対する支援状況について令和7年12月に調査を実施(支援実施：17地域)。

<文科省・厚労省 令和8年度関係予算に関する情報提供>

資料等の必要な情報を全専各連ホームページに公開し、都道府県協会等を通じて会員校へ周知協力を行った。

《中央教育審議会・協力者会議対応》

＜中央教育審議会各分科会への対応＞

生涯学習・社会教育の振興や視聴覚教育に関する重要事項を調査審議する生涯学習分科会に、大平常任理事が参画。また、大学・大学院教育の在り方や法科大学院教育の改善、認証評価機関の認証に関する審査等を審議する大学分科会に本連合会から多忠貴会長が参画した。同分科会質向上・質保証システム部会（第6回）において、全専各連事務局員が専修学校の立場で意見を述べた。

＜専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）への対応＞

前年度（令和6年12月以降）より引き続き、河原副会長・総務副委員長、市原副会長・総務委員が参画。

《厚労省対応》

＜専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査の実施＞

専門学校と公共職業能力開発施設との競合については、これまでも厚生労働省に対して地域の実情をもとに競合解消に向けた申し入れを行ってきた。令和5年から都道府県協会等を通じて専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査を開始し、令和8年1月の調査では21地域（能開施設51施設、会員校94校）において競合が確認され、令和7年1月調査よりも3地域（能開施設1施設、会員校8校）増加していることが判明した。

＜厚労省人材開発統括官との意見交換＞

厚労省人材開発統括官との雇用対策、能力開発等にかかる意見交換会を2月13日にオンライン形式にて実施し、雇用対策に関する施策の推進や公共職業能力開発施設との役割分担等について意見交換を行った。特に令和8年1月の専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査では令和7年度調査から3地域（能開施設1施設、会員校8校）において新たに競合が発生していることや、これまで競合していた工業分野に加えて、農業、衛生、商業実務、服飾・家政、文化・教養分野にも競合が拡大していることについて、厚労省人材開発統括官に現状確認と速やかなる競合解消について申し入れを行った。

＜教育訓練給付（専門実践教育訓練等）への対応＞

厚労省が実施する教育訓練給付指定講座（専門実践教育訓練・一般教育訓練・特定一般教育訓練）の申請受付が開始されたことおよび、講座の指定期間については3年間となっており、自動的に指定が更新されるものではないことから、引き続き指定を希望する場合は、指定期間満了前に再指定申請が必要となること等について、都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

＜長期高度人材育成コースへの対応＞

厚労省では、公共職業訓練において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、正社員の就職に導くための訓練を実施している。同コースについては、専門学校の正規課程が条件を満たせば対象となることから、役員会等において情報提供を行い、周知協力を呼びかけた。

＜中央職業能力開発促進協議会への対応＞

令和4年3月に職業能力開発促進法が改正されたことを受け、中央訓練協議会が廃止され「中央職業能力開発促進協議会」が令和4年10月に発足。全国において、成長分野等で求められる人材ニーズを的確に把握しつつ、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた制度の高い職業訓練を提供していくため、全国の職業訓練計画を策定するとともに、キャリアコンサルティング等の職業能力の開発・向上に資する方策等に関する情報を共有することを目的とした本

協議会に本連合会から河原副会長・総務副委員長が参画。

＜障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会への対応＞

障害者職業訓練校では受講者が減少傾向にある中、精神、発達障害者への対応、関連施策との連携などについて議論する障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会に本連合会から学校関係者が検討委員として参画した。検討会では、近年の様々な変化を踏まえた障害者職業訓練の今後の在り方について整理を行い、「障害特性に応じた訓練」や「受講機会の拡大に向けたオンライン職業訓練の普及」等について検討、報告書として「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」を取りまとめ公表した。

＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への対応＞

(独) 高障求機構の職業能力開発業務の運営に関する事項(業務方法、中期計画、年度計画その他重要事項)を審議する運営委員会、また、業績評価(職業能力開発業務)を行う外部評価委員会職業能力開発専門部会に、本連合会から河原副会長・総務副委員長が参画し、高障求機構が行う事業の専修学校等での活用や現状での課題等について問題点を提起し議論を行った。

＜技能五輪国際大会への対応＞

2028年に日本(愛知県)で開催される第49回技能五輪国際大会の準備・運営等を担う「一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会」において、本連合会の多会長が理事に就任した。青年技能者の国際交流と技能振興に寄与する大会となるよう、専門学校関係団体として必要な協力を行う。

《内閣府子ども家庭庁》

＜日本版DBSへの対応＞

令和6年6月19日に日本版DBS(子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度)を導入するための法律が成立したことを受けて、18歳未満の生徒を受け入れている高等課程、一般課程および各種学校においては運営上影響が想定される。情報管理措置やガイドライン、性暴力の防止や被害児童を適切な保護・支援といった観点から子ども家庭庁委託事業である、(1)「子ども性暴力防止法における情報管理措置の基本的考え方に関する有識者検討会」(受託先:株式会社三菱総合研究所)、(2)「教育、保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の事業者による取組を横断的に促進するための指針の作成等に関する調査研究事業」(株式会社リベルタス・コンサルティング)に事務局員がオブザーバーとして参画。日本版DBSの施行(令和8年12月25日予定)に向け、法施行前に行う学校設置者等の「子ども性暴力防止法関連システム」のアカウントの一括登録等、義務を負う事業者の必要な手続き等に関する説明会の情報提供を継続的に行った。

(2) 財務委員会(※全専協と合同)

＜第4回(令和7年5月9日/全専各連事務局会議室/オンライン)＞※

○令和6年度決算報告及び監査会への対応

＜第5回(令和7年10月27日/全専各連事務局会議室/オンライン)＞※

○令和7年度仮決算報告

○会費徴収報告

○課程別部会報告

○令和8年度の予算編成方針案

＜第6回(令和7年12月22日/全専各連事務局会議室/オンライン)＞

- 課程別部会代表者合同会議（各部会令和7年度活動状況・今後の活動予定ならびに予算執行状況・今後の収支見込み）

<第7回（令和8年1月30日／全専各連事務局会議室／オンライン）>※

- 令和8年度収支予算原案の検討
- 令和7年度実績報告

(3) 組織委員会

<第1回（令和8年1月16日／アルカディア市ヶ谷）>

- 令和8年度活動方針原案について
- 報告事項

(4) 個人立校振興委員会

<第1回（令和7年12月25日／全専各連事務局会議室／オンライン）>

- 委員会活動中間報告
- 次年度の活動方針について

(5) 専修学校制度制定50周年事業実施委員会

<第3回（令和7年5月1日／全専各連事務局会議室／オンライン）>

- 専修学校制度制定50周年事業式典・祝賀会について

<第4回（令和7年6月5日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

- ロゴマーク審査会

<第5回（令和7年7月4日／アルカディア市ヶ谷）>

- 専修学校制度制定50周年事業式典・祝賀会の運営について

<専修学校制度制定50周年記念式典・祝賀会（令和7年7月4日／アルカディア市ヶ谷）>

- 式典：約220名、祝賀会：約320名
- 表彰：専修学校教育功労者表彰（文部科学大臣賞）、全専各連顕彰、全専各連会長感謝状、全専各連会長表彰、専修学校制度制定50周年記念ロゴマーク最優秀賞（専門学校部門・高等専修学校部門）

3. 「7月11日 職業教育の日」推進のための広報活動

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進について、総務委員会と全専協総務運営委員会を中心に活動を行った。

- ① エコバッグを製作し、都道府県協会等を通して会員校に配布。
- ② 2026年カレンダーを製作し、高等学校、関係団体、会員校等に配布。

4. 留学生の受け入れの推進

本連合会と全専協が連携し、以下の事業を実施した。

○専門学校留学希望者に対する情報提供の実施

<文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」への対応>

- ・受託先である（一財）日本国際協力センターが実施する留学生の調査研究及び情報提供等への協力

5. 課程別部会活動報告

(1) 全国専門学校協会

①会議の開催

i 定例総会・理事会 ※全専各連と合同

<定例総会・理事会（令和7年6月19日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案

<理事会（令和8年2月26日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 第1号議案 令和8年度事業計画原案
- 第2号議案 令和8年度収支予算原案
令和7年度事業中間報告

ii 常任理事会

<常任理事会（令和7年6月19日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案

<常任理事会（令和8年2月26日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 第1号議案 令和8年度事業計画原案
- 第2号議案 令和8年度収支予算原案
令和7年度事業中間報告
理事会への対応

iii 正副会長会議

全専各連と合同で開催し、具体的な方策等の検討を行った。なお、日程・議題等、全専各連と合同開催したものは同内容のため割愛する。

②委員会活動

i 総務運営委員会

全専各連の総務委員会と連携して、専門学校の振興にかかる文科省・厚労省諸事業への対応、専門学校の広報活動の検討、総会の運営等を行うとともに、令和8年度の運動方針案の原案取りまとめを行った。なお、日程・議題等、全専各連と合同開催したものは同内容のため割愛する。

ii 財務委員会

予算執行状況を確認して健全な財務運営を図った。

iii 留学生委員会

- TCE財団と共催で「専門学校留学生担当者研修会（オンライン）」を実施した。
- （一財）日本国際協力センターが受託した文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」及び、TCE財団が実施する研修会、調査研究等への協力を行った。

③調査研究事業

- 専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う「中堅教職員研修等研究」に協力し、研究成果は報告書にまとめ財団

ホームページに掲載した。

④研修事業の実施

- 管理者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和7年12月18日／オンライン開催／160名

テーマ・講師

「学校教育法の一部を改正する法律の施行～政省令の改正と学校評価ガイドライン～」
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
塩屋 仁史 専修学校教育振興室室長補佐

- 専門学校留学生担当者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和7年11月26日／オンライン開催／154名

テーマ・講師

「出入国在留管理行政の現況と取組」

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 吉田 直樹 法務専門官

「留学生に係る出入国審査・在留審査業務について」

東京出入国在留管理局 留学審査部門 蒲地 絵里衣 統括審査官

- 専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和8年2月4日、5日／オンライン開催／23名

テーマ・講師

「学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方」

「専修学校における第三者評価の取組」

「自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議）」

特定非営利活動法人職業教育評価機構 真崎 裕子 参与

「専門学校の職業教育を取り巻く評価制度」

「学習サービスの評価手法（監査技法）」

「IS029993：2017の要求事項①」

「IS029993：2017の要求事項②」

「学習サービスの評価手法と内部監査事例演習－内部監査の技術・知識の概要並び

にIS029993：2017の要求事項に基づく模擬演習－」

JAMOTE認証サービス株式会社 八木 信幸 代表

- 文科省・厚労省「専修学校関係予算等に関する説明会」（全専各連と共催）

資料等の必要な情報を全専各連ホームページに公開し、会員校へ周知協力を行った。

⑤広報活動の推進

- 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

- 会報の発行

『広報全専各連』の中で『全専協関係だより』を年2回掲載し、会員校へ配布。

- 高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行

10,000部作成、各都道府県協会へ配布。

- 全専各連ホームページを通じて、専門学校の役割や機能、職業教育に関する研究事例データベース等を広く社会に紹介。

⑥専門学校におけるスポーツ振興

- 全国専門学校体育連盟への運営費補助を支出。

(2) 全国高等専修学校協会

①会議の開催

i 定例総会

＜令和7年度定例総会（令和7年6月3日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案

ii 理事会

＜第1回理事会（令和7年6月3日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 定例総会への対応
- 研修会への対応
- その他・今後の予定日程

＜第2回理事会（令和8年2月20日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- 令和8年度事業計画原案について
- 令和8年度収支予算原案について
- 令和7年度事業中間報告

iii 正副会長会議

＜第1回（令和7年12月3日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- アンケート調査の結果・分析について
- 文科省委託事業への対応

②全国高等専修学校スポーツ大会の開催

- 第35回全国高等専修学校スポーツ大会の開催
令和7年7月28日～30日／富士北麓公園、富士河口湖町民体育館、鐘山総合スポーツセンター

③研修会の開催

- 管理者研修会（ハイブリッド開催）
日程：令和7年6月3日
会場：アルカディア市ヶ谷
受講者：高等専修学校管理者等35名（来場者・オンライン受講計）
第1部テーマ：「地財措置を見据えた監査対策について」
講師：岡崎 泰道 東朋高等専修学校 理事長
第2部テーマ：「私立学校法の改正について」
講師：菅谷 匠 文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長補佐
第3部テーマ：「高等専修学校の振興について」
講師：米原 泰裕 文部科学省専修学校教育振興室長
- 教職員研修会の開催（ハイブリッド開催）
日程：令和7年12月3日
会場：アルカディア市ヶ谷
受講者：高等専修学校教職員等30名（来場者・オンライン受講計）

第1部：「日本版 DBS について」

講師：廣瀬 章博 こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室 課長補佐

第2部：「こども性暴力防止のための取組」

講師：山口 修平 社会福祉法人 児童愛護会 一宮学園 副施設長

④委員会活動

運動方針に掲げた課題等の研究討議や協会事業の企画運営のため、各委員会で活動。

⑤「ニュース高等専修」の発行

⑥全国高等専修学校協会生徒表彰

令和7年11月中旬、会員校へ申請書類等を送付。

⑦地方財政措置を活用した都道府県による運営費補助の創設・拡充に関する要望活動支援

地財措置の実現を受けて、都道府県による高等専修学校に対する助成措置が確実に講じられるよう情報提供を通じて地域単位での予算要望活動を行った。

⑧教科書採択に関する運動

教科書団体等関係者と調整し、5月に献本希望校の要望を取りまとめ提出した。

(3) 全国専修学校一般課程各種学校協会

①会議の開催

i 定例総会

<第27回定例総会（令和7年6月10日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

第1号議案 令和6年度事業報告

第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 令和7年度事業計画案

第4号議案 令和7年度収支予算案

ii 理事会

<第1回理事会（令和7年5月13日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

○令和6年度事業報告・決算報告について

○令和7年度事業計画案・収支予算案について

○令和7年度定例総会・研修会開催について

<第2回理事会（令和7年6月10日／アルカディア市ヶ谷）>

○第27回定例総会の運営について

<第3回理事会（令和7年11月18日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

○令和7年度事業中間報告

○令和8年度事業計画骨子の検討

<第4回理事会（令和8年2月3日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

○令和8年度事業計画原案について

○令和8年度収支予算原案について

○研修会について

②研修会の開催

本研修会は昨年度と同様に、オンラインとの併用（ウェブ会議ソフト『Zoom』使用）により開催した。

<日程・会場・参加者数>

令和7年6月10日／アルカディア市ヶ谷／16名（来場9人、オンライン7人）

テーマ・講師

○「生成 AI が切り拓く教育の未来」講師：日本 IBM 松金 俊介 様

③生涯学習カレッジ認定講座事業の推進

生涯学習社会構築に資する活動の一環として、平成23年度から会員校が行う生涯学習事業を広く社会に認知・普及させるとともに、各学校がその特色や機能を活かして、広く国民の学習ニーズに合わせた多様な教育を展開することを目的に事業を展開してきた。令和7年度は前年度と同一数の32講座を掲載した。また、3月下旬に令和8年度の生涯学習カレッジ認定講座に関する運営要項を会員校へ発送するとともに、周知活動の一環として都道府県協会等にも運営要領を送付して本講座の周知に努めた。

④専修学校一般課程及び各種学校に対する補助・助成措置等の事例収集と情報提供

全専各連が毎年秋に実施している専修学校各種学校都道府県助成状況調査の結果等を利用して、都道府県から専修学校一般課程及び各種学校への補助・助成措置に関する事例を収集して協会ホームページ上において公開した。

⑤研修会講演録の作成

定例総会後に開催した研修会の内容を講演録としてまとめ、冊子として刊行、会員校へ送付してきた。6月10日に研修会を開催したことから、講演内容をまとめ、3月下旬に会員校へ発送するとともに本協会ホームページ上においても公開した。なお、6月の定例総会欠席者へ定例総会資料を冊子で作成し、同封で発送した。

6. 分野別専門部会活動報告

(1) 全国工業専門学校協会

工業分野における専門教育の質向上および会員校間の連携強化を目的として、以下の事業を実施した。

①幹事会

令和7年5月20日、日本工学院専門学校において、15名の出席のもと開催した。工業系専門教育を取り巻く環境や課題について情報共有を行うとともに、協会事業の運営方針について協議を行った。

②第47回定例総会

令和7年6月24日、アルカディア市ヶ谷私学会館において、15校（委任校29校）・計29名の出席により開催した。前年度事業報告および収支決算、当年度事業計画等について審議・承認を行い、会員校間の情報共有と協会運営の方向性を確認した。

③運営委員会

令和7年9月26日、オンライン（Zoom）にて、2校・5名の出席により開催した。協会事業の具体的な運営について検討を行い、その他必要に応じて適宜開催した。

④第9回学生成果報告会

令和7年10月4日、ハイブリッド方式（会場：中央工学校＋オンライン（Zoom）配信）にて開催した。会員校16校38名が出席し、発表校5校・13名の学生が課題、研究、制作等について発表を行った。

本事業は、工業分野における実践的な教育活動の取組を学外に発信するとともに、教育内容およびプロセスの共有を通じて会員校間の教育の高度化を図ることを目的として実施した。

⑤会長賞授与

令和7年2月に実施し、全国工業専門学校協会会長賞に推薦のあった31校・55名につ

いて承認のうえ、表彰状を授与した。

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

- ①文部科学省後援の「第49回観光英語検定試験(2級・3級)」を6月29日に、「第50回観光英語検定試験(1級・2級・3級)」を10月26日に実施。
- ②観光英語検定試験関連書籍等の発行販売。
- ③6月12日、東京・専門学校日本ホテルスクールにおいて第43回定例総会を開催。
- ④令和8年1月17日、第43回全国専門学校英語スピーチコンテスト(共催: TCE財団、全国専修学校各種学校総連合会、後援: 文部科学省)を東京・国立オリンピック記念青少年総合センターにて全国の専門学校より11名が出場し開催。

(3) 全国服飾学校協会

- ①全国服飾学校「第41回ファッション画コンクール」
後援: 文科省、経産省、(一社)日本アパレル・ファッション産業協会
協力: (一財)職業教育・キャリア教育財団
贈賞式を令和8年2月9日にアルカディア市ヶ谷 私学会館で開催した。

(4) 全国美術デザイン教育振興会

- ①第37回全日本高校デザイン・イラスト展の開催(共催: 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団。後援: 文部科学省、経済産業省、全国高等学校長協会、日本私立中学校高等学校連合会、公益社団法人全国高等学校文化連盟、全専各連。協賛: バニーコルアート株式会社)。

イラスト部門のテーマは自由、デザイン部門のテーマは「脱炭素社会」、アニメーション部門は「スポーツを楽しむ」「海へ行く」「森へ行く」のいずれかを選択する方式にて募集。全国44校の高等学校・高等専修学校が参加、応募作品数は774点。巡回展は11月14日～16日の東日本地区展(於 三鷹市芸術文化センター)、12月12日・13日の西日本地区展(於 中国デザイン専門学校)の2か所で開催。11月15日に東日本地区展会場の三鷹市芸術文化センターにて開かれた全国表彰式には全国各地から受賞者や指導教員、保護者や家族が出席。また、山谷えり子参議院議員、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室の吉田尊徳専門官、特別審査委員長の坂口寛敏東京芸術大学名誉教授、バニーコルアート株式会社の野見山亨社長、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団事務局長等が来賓として出席。

②事業委員会

○色彩士検定ウェブサイトの全面リニューアル

令和7年6月に様々な端末への完全対応や、複数の系統に分かれていた4級試験システムやオンラインショップの統合等を企図して全面的な公式サイトのリニューアルを行った。

○色彩士検定の実施

第58回色彩士検定試験: 令和7年9月7日(1級・3級)

第59回色彩士検定試験: 令和8年1月25日(2級・3級)

今年度から、主に地方在住の一般受験者が受験しやすくなることを目的として一般個人受験をすべて会場試験方式からオンライン試験方式に変更した。

○「カラーマスターデジタル検定」を「色彩士検定準3級試験」に改編

昨年度まで実施したオンライン試験「カラーマスターデジタル検定」を、評価基準を明

確にするために令和7年6月より「色彩士検定準3級試験」に改編・実施方法も大幅に見直した。年6回偶数月に実施することとし、受験自体は無料で一度の試験期間で一回のみ受験可、合格者のうち希望者には有料で認定カードを発行し合格者リストに掲載する方式に変更した（オンライン試験方式は変更なし）。

○色彩士検定4級試験

公式サイトリニューアルに伴い、毎月2回10日前後の試験期間を設定する形でオンライン試験方式にて受験料無料で実施している。

（5）全国予備学校協議会

①総会・理事会等各会合の開催

②広報活動（ホームページ運営等にとまなうPR活動）

③研修会の開催

令和7年6月9日（東京ガーデンパレス オンライン併用）

講演テーマ：「情報I」の共通テスト対策

講師：小林 知晃 先生（ライフイズテック株式会社 学習塾事業部 セールスグループ）

令和7年11月27日（岡山理科大学）

講演テーマ：獣医学部の説明。理大が力を入れている大学卒業後のキャリアについて。
鳥獣害対策について。（講演後に学内見学）

講師：斉藤 真也 先生（岡山理科大学 獣医学部長）

坂本 直文 先生（岡山理科大学 教授〈グローバルキャリア教育担当〉）

令和8年2月4日（アルカディア市ヶ谷 オンライン併用）

講演テーマ：「こども性暴力防止法」について

講師：久米 隼人 先生（こども家庭庁 支援局総務課 こども性暴力防止法施行準備室長）

（6）一般社団法人全国専門学校情報教育協会

①検定事業

インターネットベーシックユーザーテスト受験者 18校 1,702名（令和8年3月末現在）

②情報教育に関する調査・研究事業

実勢調査（実施時期：令和7年7月）

③第22回ビジネスプロデュースコンペティションの開催

令和7年12月に第一次審査（書類選考 24校、117ビジネスプランがエントリー）、最終審査のプレゼンテーションは、令和8年1月30日に実施。後援は経産省、TCE財団、全専各連。

④第14回全国専門学校ゲームコンペティションの開催

令和8年1月にアイデア部門第一次審査（書類選考21校、124ゲームタイトルがエントリー）、令和8年1月にプレイブル部門第一次審査（動画選考23校、196ゲームタイトルがエントリー）、アイデア部門最終結果は令和8年2月20日に発表。プレイブル部門最終審査は令和8年2月25日に実施。後援はTCE財団、全専各連。

⑤第12回全国専門学校CG作品コンテストの開催

作品募集期間 令和8年1月8日～令和8年2月10日。動画部門14校、75作品、2D静止画部門7校126作品、3D静止画部門13校93作品、合計16校294作品が

エントリー。令和8年3月13日に審査結果発表。後援はTCE財団、全専各連。

- ⑥協会ホームページやメールニュース・Slack を活用した、会員校・賛助会員企業等が行うイベント・キャンペーンなどの情報や、関係省庁からの情報発信、会員校資料一括請求サービス等を実施。

(7) 公益社団法人全国経理教育協会

① 第85回定時総会の開催

令和7年6月20日、現地参加方式で開催。令和6年度収支決算書等の承認に関する審議および事業報告が行われた。

- ② 全国簿記競技大会をCBT方式にて開催。学校所属の生徒だけでなく、一般の部も設けて実施。

③ 常置委員会の開催

総務・財務委員会、企画委員会、検定運営委員会、コンプライアンス委員会、特命担当委員会をそれぞれ開催。

④ 検定試験実施

11検定試験を延べ30回実施。

3検定試験をCBT方式にて随時開催。

- ⑤ 公式過去問題集42種類の販売を行った。

(8) 全国専門学校日本語教育協会

① 理事会・総会の開催

- ・令和7年7月11日 理事会・総会を開催
- ・令和8年3月24日 理事会・総会を開催

② 執行役員会の開催

- ・令和7年7月7日 第1回執行役員会を開催
- ・令和8年3月18日 第2回執行役員会を開催

③ 委員会活動

- ・令和7年4月～令和8年3月25日 ニュースレター第76～78号発行
- ・令和7年7月11日 文部科学省総合教育政策局日本語教育課教育企画調整官亀田恒治氏による講演を実施
- ・令和8年3月24日 文部科学省総合教育政策局日本語教育課教育企画調整官亀田恒治氏による講演を実施
- ・優秀学生表彰事業を実施
- ・文部科学省、出入国在留管理庁からの通達などを会員に情報提供

④ 行政との連携

- ・令和7年6月12日 日本語教育推進議員連盟第22回総会に出席
- ・令和7年12月11日 日本語教育推進議員連盟第23回総会に出席

⑤ 日本語教育機関団体連絡協議会としての活動

- ・本協会の他、(一財)日本語教育振興協会、(一社)全国日本語学校連合会、(一社)日本語学校ネットワーク、(一社)全国各種学校日本語教育協会、(一社)全日本学校法人日本語教育協議会と連携して、日本語教育機関の認定に関する法律への対応、日本語教育推進議員連盟との協議などを実施

⑥日本語弁論大会の開催

- ・令和8年2月10日 第38回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会を開催（於 大阪 YMCA 国際文化センター）

(9) 全国リハビリテーション教育協会

■会議

1. 定例総会・理事会

- 日時 : 令和7年8月27日(水) 16:30～18:00
- 会場 : 学校法人青池学園 富山リハビリテーション医療福祉大学校
(富山県富山市総曲輪4丁目4番5号)

■委員会活動

運営委員会

1. 分科会

- 第1回 令和7年8月27日(水) 開催
(場所: 富山リハビリテーション医療福祉大学校)
 - ・上記学校による特別講演会及び校舎見学の意見交換、総評
 - ・今年度のe-ラーニングコンテンツサイトの申込状況(報告)
 - ・今年度の特別講義に係る進捗状況(報告)
- 2. 第2回 令和7年11月6日(木) 開催
 - ・今年度の国家試験対策特別講義の内容や日程の案内
 - ・各校の国家試験対策に関する取組み方の共有
- 3. 第3回 令和8年3月25日(水) 開催
 - ・令和7年度国家試験結果の振り返り
 - ・国家試験対策特別講義について
 - ・学校独自の取り組みについて(智帆学園 事例紹介)
 - ・[情報共有] OSCEの実施状況や方法

■事業報告

1. 医療系eラーニングコンテンツ共同開発利用事業

- ・「国家試験対策コンテンツ動画」解剖学/生理学/運動学の運営
- ・国家試験対策特別講義(オンライン)全16コマを実施

~~~~~

**【国家試験対策特別講義】**

第一回「全国のPOSの養成校の先生に聞きました！不合格者の特徴とは？！  
～合格のために今知るべき事は？～」

講師：仙台リハビリテーション専門学校 櫻井 先生・木幡 先生

第二回「正しく沼る運動学～頻出分野を中心に攻守のポイント整理～」  
講師：仙台リハビリテーション専門学校 東海林 智也 先生

第三回「リハビリテーション管理に関して」  
講師：こころ医療福祉専門学校 小泉 徹児 先生

第四回「脳画像のみかたの基本」  
講師：大阪リハビリテーション専門学校 島田 康雄 先生

第五回「心電図レクチャー ～これで国試は安心して解ける！～」  
講師：東海医療科学専門学校 櫻井 泰弘 先生

第六回「中枢・末梢神経系 完全攻略！国試頻出を絞って効率UP」

講師：郡山健康科学専門学校 吉田 俊太郎 先生

第七回「要点整理！嚙下障害&高次脳機能障害」

講師：札幌医学技術福祉歯科専門学校 兼松 正人 先生

第八回「精神分野で得点を稼ごう！！第1弾」

講師：東海医療科学専門学校 田中 敏彦 先生

第九回「呼吸器疾患の評価と介入のポイントと解き方」

講師：麻生リハビリテーション大学校 山口 寿 先生

第十回「精神分野で得点を稼ごう！！第2弾」

講師：東海医療科学専門学校 田中 敏彦 先生

~~~~~

2. 会員校学術交流事業

・特別講演会及び、校舎見学

令和7年8月27日（水）に学校法人青池学園富山リハビリテーション医療福祉大学校にて開催した。

★特別講演タイトル「地域と学校との関わり」

講師：学校法人青池学園

理学療法科 西潟 央 先生

作業療法科 中川 等史 先生

理学療法科 山下 祐輔 先生

(10) 全国専修学校動物系教育協会

① 業務執行理事会の開催

第1回業務執行理事会 2025（令和7）年 4月17日（木）

第2回業務執行理事会 2025（令和7）年 5月13日（火）

第3回業務執行理事会 2025（令和7）年 6月10日（火）

第4回業務執行理事会 2025（令和7）年 7月14日（月）

第5回業務執行理事会 2025（令和7）年 8月20日（水）

第6回業務執行理事会 2025（令和7）年 9月 9日（火）

第7回業務執行理事会 2025（令和7）年10月27日（月）

第8回業務執行理事会 2025（令和7）年12月23日（火）

第9回業務執行理事会 2026（令和8）年 2月17日（火）

② 理事会・幹事会、総会の開催

第1回理事会・幹事会、総会 2025（令和7）年 6月24日（火）

東京ガーデンパレスにて開催。総会参加：出席40校・委任15校。

第2回理事会・幹事会、総会 2026（令和8）年 3月26日（木）

アルカディア市ヶ谷（私学会館）にて開催。総会参加：出席24校、委任23校。

③ 教職員の資質向上のための事業および調査研究

グルーマー（トリマー）教師向け研修会開催

日付：2025（令和7）年8月21日（木）

会場：学校法人ヤマザキ学園 ヤマザキ動物専門学校

参加：会員校43校106名、賛助会員1団体・企業1名

・対面参加：会員校11校46名、賛助会員企業1名

・オンライン参加：会員校22校60名、賛助会員団体1名

④ グルーマー（トリマー）技能検定（厚生労働省）化に向けた取り組み

7. 全国私立学校審議会連合会 第80回総会について

10月16日から17日の2日間、静岡県・ホテルアソシア静岡を会場として、全国私立学校審議会連合会第80回総会が、全国から約160名の参加者を得て開催された。1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、鈴木啓之部会長、水元久人副部会長の進行、助言者に平田眞一全専各連理事、青池浩生同理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

○専修学校における留学生受入数に係る基準の在り方について

文科省通知（平成22年9月14日「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」）や都道府県独自の指針等に基づき、専修学校の留学生の受入れ数に関して、何かしらの指導を行っているのは23都道府県、指導を行っていないのは24都道府県（留学生の在籍がない、対応事例がないケースも含む）。

「適正な在籍管理」の判断として、「非適正校」に組織体制等のヒアリングを実施し必要な助言・指導を行う、毎年2回の在籍報告の内容をもとに確認を行う、留学生数が急増している学校に対して現地調査を実施し受入れ体制の妥当性を確認する、などの事例がみられた。

課題として、①留学生40万人計画の進展や非漢字圏からの留学生の増加など社会情勢の変化に対し、現行の通知が対応しきれていない可能性がある、②通知の趣旨や基準の解釈が拡大される事例があるなど都道府県の指導に困難を伴うケースがある、などがあげられた。

今後も、「適正な在籍管理」を前提としつつ、地域社会の将来的な人材不足への対応、ならびに国力強化に資する外国人専門人材を育成するために、入口（入学）から出口（就職）まで一貫通の教育・指導体制の構築が求められているとの意見があり、より専修学校と都道府県、出入国在留管理庁との情報共有・連携強化が重要であるとの認識が示された。

さらに、令和8年4月より外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校への第三者評価が始まり、留学生を社会に送り出す専修学校の更なる「質」の保証・向上が社会から期待されていることが確認された。

○私立学校法第133条に基づく措置命令の手続きについて

私立学校法第133条に基づく措置命令を発出したことがあるのは2都道府県、発出したことがないのは45都道府県。

ある都道府県では、同一学校法人に対して2件の措置命令を発出。1回目は立入検査2回、措置命令答申時含む私学審議会2回実施後の発出（理事等の選任、経営改善計画の作成等）、2回目は行政指導7回、理事長ヒアリング3回、立入検査1回、措置命令答申時含む私学審議会4回実施後の発出（新たな生徒の募集及び入学の停止等）。

また、他の都道府県では、任意の報告の求めや調査を9回、私学審議会1回実施後の発出（幼稚園設置基準未充足、理事長等による法人資金の費消及び予算や事業計画について理事会等の協議等が未実施）。

調査結果から多くの都道府県では、改善要請により措置命令に至らないケースが多くみられたが、任意の報告や実地調査後も改善されない場合は、補助金の不支給、その示唆により一定の改善がみられた。

. 財務諸表の部

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	114,382,321	96,949,230	17,433,091
普通預金	70,115,689	39,190,898	30,924,791
振替貯金	44,266,632	57,758,332	△ 13,491,700
流動資産合計	114,382,321	96,949,230	17,433,091
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	180,000,000	180,000,000	0
基本財産合計	180,000,000	180,000,000	0
(2) 特定資産			
活性化対策特定預金	94,500,000	116,500,000	△ 22,000,000
特定資産合計	94,500,000	116,500,000	△ 22,000,000
(3) その他固定資産			
建物附属設備	29,767	62,332	△ 32,565
什器備品	128,195	9	128,186
敷金	77,250,000	77,250,000	0
その他固定資産合計	77,407,962	77,312,341	95,621
固定資産合計	351,907,962	373,812,341	△ 21,904,379
資産合計	466,290,283	470,761,571	△ 4,471,288
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	134,941	129,216	5,725
預り金	5,105	5,105	0
流動負債合計	140,046	134,321	5,725
負債合計	140,046	134,321	5,725
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	466,150,237	470,627,250	△ 4,477,013
(うち特定資産への充当額)	(180,000,000)	(180,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(94,500,000)	(116,500,000)	(△ 22,000,000)
正味財産合計	466,150,237	470,627,250	△ 4,477,013
負債及び正味財産合計	466,290,283	470,761,571	△ 4,471,288

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[232,362]	[3,062]	[229,300]
基本財産受取利息	232,362	3,062	229,300
受取入金	[430,000]	[410,000]	[20,000]
受取入金	430,000	410,000	20,000
受取会費	[111,880,000]	[112,148,000]	[△ 268,000]
受取都道府県協会等会費	109,880,000	109,148,000	732,000
受取分野別専門部会費	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000
雑収益	[1,982,201]	[1,596,216]	[385,985]
退職給付引当金取崩額	1,486,065	1,570,200	△ 84,135
受取利息	106,136	26,016	80,120
雑収益	390,000	0	390,000
経常収益計	114,524,563	114,157,278	367,285
(2) 経常費用			
会議運営費	[15,789,447]	[17,037,690]	[△ 1,248,243]
総会運営費	1,145,505	1,231,249	△ 85,744
役員会運営費	3,749,965	4,752,313	△ 1,002,348
委員会運営費	1,326,647	1,491,515	△ 164,868
事務担当者会議費	1,588,615	1,382,089	206,526
ブロック会議費	6,301,485	6,301,485	0
出張旅費	1,677,230	1,879,039	△ 201,809
振興対策費	[5,691,922]	[2,696,367]	[2,995,555]
対策諸費	5,691,922	2,696,367	2,995,555
広報活動費	[3,280,627]	[5,823,949]	[△ 2,543,322]
広報活動費	1,602,907	2,374,909	△ 772,002
広報発行費	1,677,720	3,449,040	△ 1,771,320
協会運営費	[21,306,219]	[24,381,887]	[△ 3,075,668]
協会運営費	21,306,219	24,381,887	△ 3,075,668
職業教育の日推進費	[1,614,915]	[1,705,050]	[△ 90,135]
職業教育の日推進費	1,614,915	1,705,050	△ 90,135
交付金	[2,197,600]	[2,182,960]	[14,640]
都道府県協会等交付金	2,197,600	2,182,960	14,640
50周年記念事業費	[15,463,549]	[228,538]	[15,235,011]
記念事業費	14,573,283	0	14,573,283
記念委員会運営費	890,266	228,538	661,728
管理費	[53,657,296]	[61,370,153]	[△ 7,712,857]
給料手当	31,278,364	37,020,259	△ 5,741,895
雑給	1,583,171	1,888,122	△ 304,951
退職金	1,634,325	1,626,300	8,025
退職給付引当金繰入	2,685,200	3,296,600	△ 611,400
法定福利費	5,061,125	6,231,648	△ 1,170,523
福利厚生費	386,553	298,745	87,808
旅費交通費	991,390	1,281,250	△ 289,860
顧問料	2,092,200	2,092,200	0
通信運搬費	875,205	882,188	△ 6,983
減価償却費	96,658	125,005	△ 28,347
消耗品費	373,270	93,648	279,622
新聞図書費	228,429	260,044	△ 31,615
印刷費	463,194	353,380	109,814
水道光熱費	314,851	283,267	31,584
家賃	4,849,058	4,849,058	0
支払手数料	528,614	504,658	23,956
雑費	215,689	283,781	△ 68,092
経常費用計	119,001,575	115,426,594	3,574,981
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,477,012	△ 1,269,316	△ 3,207,696
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,477,012	△ 1,269,316	△ 3,207,696
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金振替額	[0]	[14,510,600]	[△ 14,510,600]

科 目	当年度	前年度	増 減
経常外収益計	0	14,510,600	△ 14,510,600
(2) 経常外費用			
退職給付引当金繰入額	[0]	[14,510,600]	[△ 14,510,600]
固定資産除却損	[1]	[0]	[1]
経常外費用計	1	14,510,600	△ 14,510,599
当期経常外増減額	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 4,477,013	△ 1,269,316	△ 3,207,697
一般正味財産期首残高	470,627,250	471,896,566	△ 1,269,316
一般正味財産期末残高	466,150,237	470,627,250	△ 4,477,013
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	466,150,237	470,627,250	△ 4,477,013

財務諸表に対する注記

令和8年3月31日

全国専修学校各種学校総連合会

1. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準の適用

「公益法人会計基準」(平成20年4月)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備 定額法による。但し、平成28年3月31日以前に取得したものについては、定率法による。

什器備品 定率法による。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	0	0	180,000,000
小計	180,000,000	0	0	180,000,000
特定資産				
活性化対策特定預金	116,500,000	31,800,000	53,800,000	94,500,000
小計	116,500,000	31,800,000	53,800,000	94,500,000
合計	296,500,000	31,800,000	53,800,000	274,500,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
小計	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
特定資産				
活性化対策特定預金	94,500,000	(0)	(94,500,000)	—
小計	94,500,000	(0)	(94,500,000)	()
合計	274,500,000	(0)	(274,500,000)	()

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,231,528	7,201,761	29,767
什器備品	2,164,280	2,036,085	128,195
合計	9,395,808	9,237,846	157,962

収支計算書の部

収支計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[232,362]	[△ 222,362]
基本財産利息収入	10,000	232,362	△ 222,362
入会金収入	[300,000]	[430,000]	[△ 130,000]
入会金収入	300,000	430,000	△ 130,000
会費収入	[107,000,000]	[111,880,000]	[△ 4,880,000]
都道府県協会等会費収入	105,000,000	109,880,000	△ 4,880,000
分野別専門部会費収入	2,000,000	2,000,000	0
雑収入	[20,000]	[496,136]	[△ 476,136]
受取利息収入	10,000	106,136	△ 96,136
雑収入	10,000	390,000	△ 380,000
事業活動収入計	107,330,000	113,038,498	△ 5,708,498
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[20,270,000]	[15,789,447]	[4,480,553]
総会運営費支出	1,860,000	1,145,505	714,495
役員会運営費支出	4,900,000	3,749,965	1,150,035
委員会運営費支出	2,950,000	1,326,647	1,623,353
事務担当者会議費支出	2,250,000	1,588,615	661,385
ブロック会議費支出	6,310,000	6,301,485	8,515
出張旅費支出	2,000,000	1,677,230	322,770
振興対策費支出	[8,300,000]	[5,691,922]	[2,608,078]
会議費支出	300,000	0	300,000
対策諸費支出	8,000,000	5,691,922	2,308,078
広報活動費支出	[4,770,000]	[3,280,627]	[1,489,373]
広報活動費支出	2,720,000	1,602,907	1,117,093
広報発行費支出	2,050,000	1,677,720	372,280
協会運営費支出	[29,770,000]	[21,306,219]	[8,463,781]
協会運営費支出	29,770,000	21,306,219	8,463,781
職業教育の日推進費支出	[1,690,000]	[1,614,915]	[75,085]
職業教育の日推進費支出	1,690,000	1,614,915	75,085
交付金支出	[2,100,000]	[2,197,600]	[△ 97,600]
都道府県協会等交付金支出	2,100,000	2,197,600	△ 97,600
50周年記念事業費支出	[30,000,000]	[15,463,549]	[14,536,451]
記念事業費支出	28,800,000	14,573,283	14,226,717
記念委員会運営費支出	1,200,000	890,266	309,734
管理費支出	[58,800,000]	[50,875,438]	[7,924,562]
給料手当支出	36,500,000	31,278,364	5,221,636
雑給支出	2,200,000	1,583,171	616,829
退職金支出	0	1,634,325	△ 1,634,325
法定福利費支出	6,700,000	5,061,125	1,638,875
福利厚生費支出	800,000	386,553	413,447
旅費交通費支出	1,300,000	991,390	308,610
顧問料支出	2,100,000	2,092,200	7,800
通信運搬費支出	1,200,000	875,205	324,795
消耗品費支出	700,000	373,270	326,730
新聞図書費支出	300,000	228,429	71,571
印刷費支出	500,000	463,194	36,806
水道光熱費支出	500,000	314,851	185,149
家賃支出	4,850,000	4,849,058	942
租税公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	800,000	528,614	271,386
雑支出	300,000	215,689	84,311
事業活動支出計	155,700,000	116,219,717	39,480,283
事業活動収支差額	△ 48,370,000	△ 3,181,219	△ 45,188,781
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定活動収入	[53,800,000]	[55,286,065]	[△ 1,486,065]
退職給付取崩収入	0	1,486,065	△ 1,486,065
活性化対策特定預金取崩収入	53,800,000	53,800,000	0
投資活動収入計	53,800,000	55,286,065	△ 1,486,065
2. 投資活動支出			

科 目	予算額	決算額	差 異
特定活動支出	[35,200,000]	[34,485,200]	[714,800]
退職給付引当支出	3,400,000	2,685,200	714,800
活性化対策特定預金支出	31,800,000	31,800,000	0
固定資産取得支出	[0]	[192,280]	[△ 192,280]
什器備品取得支出	0	192,280	△ 192,280
投資活動支出計	35,200,000	34,677,480	522,520
投資活動収支差額	18,600,000	20,608,585	△ 2,008,585
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	—	2,000,000
当期収支差額	△ 31,770,000	17,427,366	△ 49,197,366
前期繰越収支差額	96,814,909	96,814,909	0
次期繰越収支差額	65,044,909	114,242,275	△ 49,197,366

収支計算書に対する注記

令和8年3月31日

全国専修学校各種学校総連合会

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	96,949,230	114,382,321
合計 (1)	96,949,230	114,382,321
未払金	129,216	134,941
預り金	5,105	5,105
合計 (2)	134,321	140,046
次期繰越収支差額 (1)-(2)	96,814,909	114,242,275

監査報告書

全国専修学校各種学校総連合会
会 長 多 忠 貴 殿

令和 8 年 6 月 4 日

全国専修学校各種学校総連合会

監事 坂 本 歩

監事 戸 早 秀 暢

私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の監事として、会則第14条第5項に基づいて同総連合会の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準（平成20年4月）に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

第3号議案 令和8年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

我が国は、全体が急速な人口減少社会を迎え、特に生産年齢人口の減少が深刻化している。

令和7年2月21日に中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」が取りまとめられており、危機感は一層高まっている。

こうした構造的な課題に対応するため、政府は未来への投資に向けて、人づくりを最重要課題としている。雇用慣行の変化にも対応できる個々の能力向上、社会の担い手としての外国人の受け入れ等、育成、獲得、流動化といった多面的な人材確保の取組も進めており、誰もが自由に柔軟に活躍できる社会の実現を目指している。

本連合会は、時代の要請に応じた職業教育を展開し、地域や産業界に有為な人材を輩出している専修学校各種学校（専修学校等）の振興のために、経年の事業計画にもとづき全国的な運動を展開、一定の成果を上げることで専門学校は高等教育機関、高等専修学校は後期中等教育機関、専修学校一般課程や各種学校は生涯学習機関としてその地位を確立してきた。

特に令和6年度には学校教育法の一部が改正され、専門学校の高等教育機関としての位置づけがより明確化された。これは長年の運動が結実した成果であり、職業教育体系の確立に向けたきわめて重要な一歩となった。

また、職業実践専門課程認定校への特別交付税による地方財政措置に続き、令和7年度から高等専修学校へも同様の措置が実現した。こうした公的支援の拡充は専修学校等に対する期待の高まりと言える。

令和8年度は改正学校教育法の施行年度となる。実践的な職業教育をアイデンティティとする専修学校等が様々な制度改革に適切に対応し、社会的評価を向上させるために、より一層の教育の質保証・向上に取り組む重要な一年となる。

本連合会は、本年度、専修学校等と職業教育の永続的発展を目指し、以下の5つの方針を掲げる。

1. 職業教育体系の確立に向けた対応
2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進
3. 専修学校及び各種学校制度の振興に向けた対応
4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応
5. 全専各連・都道府県協会等の組織強化・活性化

本連合会は、専修学校等の振興に向けて、令和8年度も文部科学省、厚生労働省をはじめとする行政機関への提言、要望等のはたらきかけをしていくとともに、議員連盟、会員校・都道府県協会等さらには課程別部会、分野別専門部会及び関係団体等と連携・協力し、専修学校等の社会的地位の向上、他の学校種との格差是正、生涯学習社会の構築、そして職業教育が時代の変化に即応した人材育成の仕組みとして永続的に機能し、その教育内容が社会から確固たる評価が得られることを目指す。

以下、基本方針を踏まえた運動の具体的内容について「重点目標」として列挙する。

(2) 重点目標

重点事項を整理するとともに、具体化に向けては各項目が密接に関連し相乗効果をあげることを目指し、重点目標を以下5項目に掲げる。

1. 職業教育体系の確立に向けた対応

i. 制度改革を含めた具体化に向けた対応

- ① 我が国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 学校教育法の一部改正に伴う専修学校制度への円滑な移行、特に新たな学校評価制度の推進を図る。
- ③ 「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」において議論される、質保証等の在り方やグローバル化の進展の中における専修学校等の制度的な諸課題に対して継続的に取り組む。
- ④ 職業教育の体系化に向けて、その基底となる社会の人材需要の把握、他の学校種との関係整理をしつつ、職業実践専門課程を基軸とした専門学校側の取組を推進する。

2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. 質保証・向上に向けた取組と国際通用性への対応

- ① 専門学校の学校評価については、学校教育法の一部改正により義務化となる自己点検評価の実施率の向上を図るとともに、努力義務化（一部義務化）された第三者評価については、受審に関する適切な情報発信を行うとともに支援獲得に向けた制度整備を目指す。
- ② 中長期的な計画に基づき、教職員が一体となった学校運営体制の構築が求められていることから、協力者会議等で議論される職業教育のマネジメント等の重要性を踏まえ、情報の発信を行う。
- ③ 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について、協力者会議の提言及び文科省委託事業における成果を踏まえ、専門学校への第三者評価の導入を含む学校評価の意義について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図る。
- ④ 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」等の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化する。また、我が国の職業教育体系の確立に向けて、高度専門士の国際標準教育分類（ISCED）のレベル設定の変更、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による「日本の教育資格枠組み」策定を受けて「国家学位・資格枠組み（NQF）」に関する検討を加速化し、教育の国内外の通用性担保や人材流動性の促進に繋げていく。
- ⑤ 分野別評価については、今後の導入を見据え、職業教育における各分野特性の整理を進める。また、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸として整理された新たな分野分類を活用し、NQF構築や文部科学省学校基本調査コードの見直し等に繋げていく。

ii. ガバナンスの強化への対応

- ① 令和7年度施行の改正私立学校法に伴う、寄附行為の変更、理事会・評議員会の運営、学校法人会計基準への適合、情報公開等への円滑な対応と運用への推進に向けて周知を図る。あわせて専修学校等の公共性と社会的信頼性の向上と、学生生徒が安心して学べる環境整備を進める。
- ② 専修学校等の社会的理解・信頼獲得のため、学校評価の確実な実施と結果公表とあわせて、教育活動の具体的な指針も含め、学校運営に関する情報の積極的な公開による公的教育機関としての説明責任の必要性を啓発する。
- ③ 令和6年度にこども性暴力防止法（日本版DBS）が成立し、18歳未満の生徒を受け入れている高等課程は義務対象として、一般課程および各種学校、さらに付帯

事業等として18歳未満を受け入れている専門学校も認定対象として位置づけられた。令和8年度の施行に向けて、同制度に関するガイドラインが公表されたことから、諸手続き等について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図る。

3. 専修学校及び各種学校制度の振興に向けた対応

i. 職業実践専門課程の充実に向けた教育内容の高度化と産学官連携の推進

- ① 職業実践専門課程の一層の充実のため、協力者会議での議論や文部科学省委託事業による各種調査結果を踏まえ、職業教育マネジメントの実践を推進する。あわせて、現状に即した認定要件の検討や、第三者評価を含めた学校評価の充実を通じた認知度の獲得、教育の質保証・向上に資する取組を進める。
- ② 学校教育法の一部改正により、一定の要件を満たす専修学校に専攻科（適格専攻科）の設置が認められたことから、各種実態調査等を通じて適格専攻科を設置することができる対象分野の拡大を目指す。
- ③ 専修学校等の人材養成機能の向上のため、会員校における文科省委託事業等の積極的な取組を支援する。
- ④ 地域のアクセス確保・人材育成を図るため、高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する協議体への専門学校の積極的な参画を促していくとともに、高等専修学校については学びのセーフティネット機能強化に向け都道府県との連携を通じ、地域振興の具体化を目指す。

ii. 中央教育審議会（中教審）各分科会、協力者会議等への対応

- ① 我が国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に対応するとともに、協力者会議の議論も踏まえ、具体的な振興方策の取りまとめや制度改正を含む確実な措置の実現を目指す。また、大学分科会においてまとめられた高等教育機関における機関別の役割に明記された専門学校の特色である実践的な職業教育の推進等について、他の高等教育機関の特色との差異を明確にする。

iii. 財政措置及び学生生徒に対する修学支援への対応

- ① 高等専修学校の生徒と保護者の経済的負担軽減のため、高等学校等就学支援金の拡充により、経済的に厳しい家庭の生徒が職業教育を受ける可能性が大きく広がったことを受け、さらなる制度の普及広報に努める。また、各都道府県における高等学校と同等の予算要望運動を支援する。
- ② 高等専修学校に対する特別交付税措置が実現したことから、高等専修学校に対する助成措置の獲得を目指し、具体的な提案と適切な情報提供を通じて各都道府県における予算要望活動を支援する。
- ③ 高等教育の修学支援新制度は、多子世帯や理工農系への支援が拡充された。今後、さらなる対象範囲の拡大と、将来的にすべての専門学校が対象機関となるようさらなる制度の充実を目指す。
- ④ 文部科学省が推進する「高等専修学校におけるDX人材育成事業」では、ICTを活用した人材育成の強化に向けた環境整備への支援を行うことから、成長分野の担い手増加に向けて制度の普及促進を図る。
- ⑤ 職業実践専門課程認定校に対して、特別交付税による地方財政措置が都道府県において講じられていることを受けて、具体的な提案と適切な情報提供を通じて各都道府県における予算要望活動を支援する。

iv. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、全国から寄せられた個別事案を踏まえつつ専修学校等と公共職業能力開発施設等との競合回避に向けた具体的解決方策の提示を求める。
- ② 教育訓練を中心とした雇用対策において、専修学校等の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専修学校等における一層の取組の推進を図る。
- ③ 産業界に対して、専修学校等の制度や職業教育機関として社会に果たしている役割等にかかる知識、理解不足に対して尚一層の理解促進を図る。

v. 職業教育推進のための具体的課題への取組

- ① 従来の対面授業の補完に留まらず、地理的・時間的制約を解消し、非常時においても教育の継続性を担保する新しい時代の標準的教育手法となりつつあるオンライン教育については、対面授業と同等の教育効果が得られるよう、質の担保が確実に図られる取組を推進するとともに、各指定養成制度における導入状況を把握しつつ、幅広い分野で活用されることを目指す。
- ② こども家庭庁や幼保一元化の動向を注視し、過去の実績と同様に文科大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度運用の是正を求める。
- ③ 個人事業者における円滑な事業承継を促進するため、一定の要件に基づいて贈与税・相続税が免除される「個人版事業承継税制」について、個人立専修学校等の設置者に対して的確な情報の提供を行う。あわせて、地方税である固定資産税についても、個人立校への減免措置拡大のため必要な情報を提供していく。
- ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律により、専修学校一般課程及び各種学校に対する入学金、授業料等の支払に係る現金での振り込みについては、その額が10万円を超える場合、金融機関の窓口での本人確認書類の提示等が必要となっている。法令上、入学資格が明確でないということを理由に、幼稚園と同様に本人確認が必要とされているという現状があり、専修学校一般課程及び各種学校に対しても、専門課程・高等課程や他の学校種と同様の取り扱いを関係省庁に求めていく。

vi. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢18歳以上の学生生徒が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習や具体的な教材による主権者教育を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。
- ② 専修学校等の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育、社会貢献への意識啓発といった教育について、積極的に情報提供を行い各専修学校等において対応を推進する環境を整備する。

vii. 情報発信による理解促進

- ① 各専修学校等による教育活動の特色や職業教育の魅力を広く発信するとともに、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透させる。その一環として、文科省サイト「#知る専」の積極的な活用や全国統一の「7月11日職業教育の日」等における広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、地方公共団体や産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ② 文科省と連携して、個々の学生生徒の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に発信する。

viii. 他の学校種との接続・連携の推進

- ① 職業教育の評価向上の一環として、高等専修学校と中学校及び専門学校と高等学校の有機的な連携、また高等教育機関間の学生の流動性を高めるため専門学校と大学（専門職大学含む）の連携・接続を推進する。
- ② 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、所謂「3つのポリシー」への取組を参照しつつ、職業教育を行う専門学校の募集方針、教育目標、到達目標といった具体的な方針等を提示するなど、学生受け入れ及び入試内容等について理解促進を図る。

ix. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② （独）日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業生への適切な事務手続き等について、会員校への情報提供を推進する。さらに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度の全国的な状況把握に努めるとともに、専修学校等への対象範囲拡大を求める。

x. 大規模災害支援

- ① 近年頻発する大規模自然災害は、専修学校等に直接的被害をもたらすと同時に、学生生徒やその保護者も被災者となる可能性をはらんでいる。近い将来の発生が指摘されている大規模地震（南海トラフ地震や首都直下型地震等）などから生命、財産を守るため、強い危機感をもって、専修学校等が確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めていく。また、不測の事態に備えて行政機関と会員校の緊密な連携体制を構築するよう要望する。あわせて、専修学校等の防災拠点としての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。
- ② 年間を通じて自然災害の発生頻度が増加するなど、各地で甚大な被害が報告されている。今後の発生に備え、過去の事例や支援の状況等を収集・整理するとともに自然災害により被災した地域の専修学校等、ならびに学生生徒及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成や災害の多い我が国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専修学校等の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応

i. リカレント教育の推進

- ① 人生100年時代に対応した多様なリカレント教育機会の充実を図るとともに、産業界や地域と連携した知識や技術のアップデート（リスキリング）実践モデルの開発を推奨し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。
- ② リカレント教育の充実を図る観点から、文科省委託事業や厚労省の能力開発・雇用政策に対応し、専修学校等が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等について会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。
- ③ 我が国のリカレント教育の環境整備のために求められている、NQF構築による学

習成果の可視化、国内外の人材流動性の活性化などの実現を目指す。

- ④ 専修学校等においては、従来のエッセンシャルワーカーの育成に加え、デジタル技術や高度スキルを備えたアドバンストエッセンシャルワーカーの育成と人材の流動化に資する高度職業教育の取組を推進するとともに、学生が十分な支援を受けられるよう、専修学校等の地元貢献に関する統計データをもとに関係府省庁への働きかけを行う。

ii. 厚労省施策への対応

- ① 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練等）において、職業実践専門課程やキャリア形成促進プログラム認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進め、専修学校等の教育プログラムが社会人の学び直しにより活用されるよう内容の充実につとめるとともに、教育訓練給付制度の指定要件等の弾力化や支援策の拡充を求める。
- ② 社会人の学び直しに対応した教育コンテンツの開発を推進し、好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。
- ③ 本連合会の動向を含め全国的な状況について情報共有をはかりつつ、都道府県に設置されている「地域職業能力開発促進協議会」への専修学校等の積極的な参画を通じて、リカレント教育も含めた各地域の職業訓練の充実、活性化に向けた取組を推進する。

iii. 留学生政策への対応

- ① 専門学校への優秀な留学生の受入れを推進し、国家資格を取得した留学生の卒業後の就職機会の更なる拡大を目指す。
- ② 令和5年度に創設された文部科学大臣認定制度「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の実績を確認し、制度的効果の検証を行うとともに、同プログラムの普及啓発を念頭に置き、特に地方の中小企業等への専門学校留学生の卒業後の就職機会の一層の促進を図る。
- ③ 政府の目標であった留学生40万人受入れが達成された。非漢字圏からの留学生数の大幅な増加がこの達成に寄与しており、確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することを目指す。また、令和6年度から開始された日本語教育機関等の認定制度については、中教審生涯学習分科会日本語教育部会長所見にあるように、関係法令の遵守はもとより、法の趣旨を踏まえた日本語教育を行うよう専門学校及び各種学校に対して適切な対応を周知・啓発する。また、各校の認定制度への対応にかかる負担軽減や支援のあり方について検討する。
- ④ 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校の国際化推進事業」等の施策を推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受け入れ促進プログラム（旧外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校枠の拡充を求める。
- ⑤ 専門学校等における適切な留学生受け入れのために、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の周知も含めた在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。また、留学生が卒業後に社会で活躍できる環境整備に向けて、行政、産業界、専門学校、日本語教育機関の

協力体制の推進を図る。

5. 全専各連・都道府県協会等の組織強化・活性化

i. 組織の強化

- ① 本連合会が全国団体として機能し継続的に事業を推進していくため、各重点目標の意義を共有し、ブロック運営の適正化・活性化、会員校の参加意識向上を図る。また、課程別部会の充実を図るとともに、分野別専門部会を含む本連合会全体の中長期的な組織形成のあり方や活性化方策等を引き続き検討する。
- ② 全国団体として国や地方公共団体等との関係を維持・強化するため、未会員校加入促進のための都道府県協会等の活動を後押しし、組織率の向上を図る。
- ③ 会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育のより一層の振興に資するため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）及びキャリア教育共済協同組合が実施する各種事業への会員校の参加を促進する。また、本連合会としても、TCE財団が実施する研修事業の実施について積極的に協力・支援する。

ii. 連携の強化

- ① 本連合会の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて、都道府県協会等との連携・協力を深め、特に国の具体的政策を地方公共団体等で展開する場合、都道府県協会等が主体的に参画できるよう支援を行う。また、都道府県協会等間の交流促進を図るとともに、会員校との相互ネットワークによる情報提供、情報共有機能を強化する。
- ② 関係府省庁及び機関等に対して、専修学校等の今後の振興策立案に必要な各種統計調査の実施や優位性の裏付け（地元への就職率、定着率等）となる統計データ収集を働きかけるとともに、都道府県協会等及び会員校に対して、各種調査等への積極的な協力と、必要な統計データ作成への取組や全専各連都道府県別助成状況調査の活用を推進し、組織的な調査機能強化を目指す。また、学生募集などの専修学校等の広報戦略について、情報発信の在り方も含めて全国団体としての支援方策について検討する。
- ③ 令和4年度の職業実践専門課程への特別交付税による地方財政措置に続き、令和7年度には高等専修学校に対する特別交付税措置が実現した。これを踏まえ、都道府県が助成措置を確実に獲得できるよう地域単位での予算要望活動に資する具体的方策の提案と適切な情報提供を、本連合会として継続的に行う。
- ④ 都道府県協会等が地域の教育機関をはじめ、産業界や行政、議会、地域職業能力開発協議会とのつながりを密にして、都道府県単位での地方創生に向けた取組や「高大接続改革を踏まえた専門学校の新入生募集・入試に関する指針」への対応、リカレント教育も含めた職業訓練計画への参画状況などの情報や好事例を共有し、各地域での運動がより円滑に展開できる環境整備を目指す。

2. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

定例総会・理事会を6月に、理事会を2月に開催する（2月の理事会は、全専協と合同で開催）。6月の定例総会・理事会では出席者相互の情報交換、親睦を目的に会議終了後に全専協と

合同で懇親会を開催する。

日程及び提出議題（予定）は次のとおり。

<第75回定例総会・第143回理事会（令和8年6月17日）／アルカディア市ヶ谷>

- 令和7年度事業報告
- 令和7年度決算報告ならびに監査報告
- 令和8年度事業計画案<令和8年2月の理事会に原案提出>
- 令和8年度収支予算案<令和8年2月の理事会に原案提出>
- 令和8年度第1次補正予算案
- 役員改選

<第144回理事会（令和9年2月25日）／アルカディア市ヶ谷>

- 令和9年度事業計画原案
- 令和9年度収支予算原案
- 令和8年度中間報告

（2）常任理事会

定例総会及び理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等を協議するために3回開催（定例総会及び理事会と同日開催の6月と2月、役員改選年度のみ別途9月に1回開催）。

（3）正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

なお、職業教育の社会的評価向上をはじめ、職業教育体系の確立や教育再生など専修学校等に関わる教育改革、学生生徒への支援措置の制度化等、本連合会が掲げる重要な方針等の論点を議論・整理するため、必要に応じて正副会長会議のもとに分科会を設ける。

（4）都道府県協会等代表者会議

文科省令和9年度専修学校関係予算、ブロック会議報告等の情報提供及び情報交換を主な目的として、11月27日にアルカディア市ヶ谷で開催する。

（5）課程別部会代表者会議

各課程別部会の活動を活性化すること等を目的に年1回開催する。

（6）ブロック会議

令和8年度の予定は以下のとおり。

- 北海道　　：令和8年8月27日（木）～28日（金）ホテル札幌ガーデンパレス
- 東　北　　：令和8年9月17日（木）山形県・ホテルメトロポリタン山形
- 北関東信越：令和8年8月27日（木）栃木県・ライトキューブ宇都宮
- 南関東　　：令和8年10月30日（金）千葉県・京成ホテルミラマーレ
- 中　部　　：令和8年8月20日（木）富山県・ANAクラウンプラザホテル富山
- 近　畿　　：令和8年7月10日（金）滋賀県・びわ湖大津プリンスホテル ※
- 中　国　　：令和8年7月16日（木）岡山県・ANAクラウンプラザホテル岡山
- 四　国　　：令和8年8月21日（金）愛媛県・ANAクラウンプラザホテル松山
- 九　州　　：令和8年7月24日（金）福岡県・ANAクラウンプラザホテル福岡

※近畿ブロック会議は滋賀・奈良県共催による

(7) 事務担当者会議

事業計画や個々の事業の諸手続を説明し、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、TCE財団と共催で4月17日（金）にアルカディア市ヶ谷で開催する。

3. 委員会活動方針

(1) 総務委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文科省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項
- 協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、専修学校及び各種学校制度の充実・改善などについて検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専修学校及び各種学校の振興並びに当面する課題等について、文科省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。

なお、国の議論の動向を踏まえ、優先順位の高い課題については、より具体的な活動を推進するためにプロジェクトチームを設置するなど適宜対応し、必要に応じて組織委員会、財務委員会と連携をはかる。

(2) 財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 会費に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。あわせて、今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認し、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

また、会費収入の減少傾向が続くなか、継続的・安定的な会の運営のあり方等について他の常置委員会と連携しながら検討を行う。

(3) 組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

- 組織の活性化に関する協議・提言事項
- 組織見直しに伴う会則改正等に関する事項

などを主な活動内容とする。

全専各連及び全専協の持続的運営のあり方について、会員校組織率改善方策や会費のあり方等を含め、財務委員会、総務委員会、全専協総務運営委員会と連携し検討を進める。

さらには、会員校の減少及び組織率の低下がみられる中、都道府県協会等の現状と課題を調査・研究し、組織の安定的運営を図るため、中長期的に具体的方策を検討する。

(4) 個人立校振興委員会（特別委員会）

本委員会は、個人立校独自の課題に関する事項について所掌する。

全専各連の全面的な支援のもと、固定資産税の減免運動を積極的に推進するとともに本運動に関する調査を実施する予定。調査結果を会員校に周知して地方自治体向けに固定資産税の減免を訴求し易い環境整備を図る。また、「個人版事業承継税制」の活用により、個人立校の円滑な事業承継が促進されるよう周知を図る。

4. 広報活動の一層の推進

(1) 「7月11日 職業教育の日」の推進

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専協と連携して、専修学校等における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務委員会と全専協総務運営委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

(2) 「広報全専各連」による情報提供

専修学校等をめぐる動向や本連合会の活動状況等をまとめた「広報全専各連」を発行し、ホームページへ掲載、会員校等に配布する。

(3) ホームページを活用した広報活動の推進

全専各連ホームページ (<https://www.zensenkaku.gr.jp/>)

当ホームページは、全専各連会員校に対する「活動の報告」、「予定日程の公表」、「行政情報等の提供」を主たる目的として運用を行っており、特に情報の迅速な掲載と内容のさらなる充実を図っていく。

5. 課程別部会活動方針

(1) 全国専門学校協会

1. 職業教育体系の確立に向けた対応

i. 制度改正を含めた具体化に向けた対応

- ① 我が国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 学校教育法の一部改正に伴う専門学校制度への円滑な移行、特に新たな学校評価制度の推進を図る。
- ③ 「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」において議論される、質保証等の在り方やグローバル化の進展の中における専門学校の制度的な諸課題に対して継続的に取り組む。
- ④ 職業教育の体系化に向けて、その基底となる社会の人材需要の把握、他の学校種との関係整理をしつつ、職業実践専門課程を基軸とした専門学校側の取組を推進する。

2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. 質保証・向上に向けた取組と国際通用性への対応

- ① 専門学校の学校評価については、学校教育法の一部改正により義務化となる自己点検評価の実施率の向上を図るとともに、努力義務化（一部義務化）された第三者評価については、受審に関する適切な情報発信を行うとともに支援獲得に向けた制度整備を目指す。
- ② 中長期的な計画に基づき、教職員が一体となった学校運営体制の構築が求められていることから、協力者会議等で議論される職業教育のマネジメント等の重要性を踏まえ、情報の発信を行う。
- ③ 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について、協力者会議の提言及び文科省委託事業における成果を踏まえ、専門学校への第三者評価の導入を含む学校評価の意義について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図る。
- ④ 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」等の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化する。また、我が国の職業教育体系の確立に向けて、高度専門士の国際標準教育分類（ISCED）のレベル設定の変更、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による「日本の教育資格枠組み」策定を受けて「国家学位・資格枠組み（NQF）」に関する検討を加速化し、教育の国内外の通用性担保や人材流動性の促進に繋げていく。
- ⑤ 分野別評価については、今後の導入を見据え、職業教育における各分野特性の整理を進める。また、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸として整理された新たな分野分類を活用し、NQF構築や文部科学省学校基本調査コードの見直し等に繋げていく。

ii. ガバナンスの強化への対応

- ① 令和7年度施行の改正私立学校法に伴う、寄附行為の変更、理事会・評議員会の運営、学校法人会計基準への適合、情報公開等への円滑な対応と運用への推進に向けて周知を図る。あわせて専門学校の公共性と社会的信頼性の向上と、学生が安心して学べる環境整備を進める。
- ② 専門学校の社会的理解・信頼獲得のため、学校評価の確実な実施と結果公表とあわせて、教育活動の具体的な指針も含め、学校運営に関する情報の積極的な公開による公的教育機関としての説明責任の必要性を啓発する。
- ③ 令和6年度にこども性暴力防止法（日本版DBS）が成立し、18歳未満の生徒を受け入れている高等課程は義務対象として、一般課程および各種学校、さらに付帯事業等として18歳未満を受け入れている専門学校も認定対象として位置づけられた。令和8年度の施行に向けて、同制度に関するガイドラインが公表されたことから、諸手続き等について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図る。

3. 専門学校制度の振興に向けた対応

i. 職業実践専門課程の充実に向けた教育内容の高度化と産学官連携の推進

- ① 職業実践専門課程の一層の充実のため、協力者会議での議論や文部科学省委託事業による各種調査結果を踏まえ、職業教育マネジメントの実践を推進する。あわせて、現状に即した認定要件の検討や、第三者評価を含めた学校評価の充実を通じた認知度の獲得、教育の質保証・向上に資する取組を進める。
- ② 学校教育法の一部改正により、一定の要件を満たす専修学校に専攻科（適格専攻科）の設置が認められたことから、各種実態調査等を通じて適格専攻科を設置すること

ができる対象分野の拡大を目指す。

- ③ 専門学校の人材養成機能の向上のため、会員校における文科省委託事業等の積極的な取組を支援する。
- ④ 地域のアクセス確保・人材育成を図るため、高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する協議体への専門学校の積極的な参画を促していく。

ii. 中央教育審議会（中教審）各分科会、協力者会議等への対応

- ① 我が国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に対応するとともに、協力者会議の議論も踏まえ、具体的な振興方策の取りまとめや制度改正を含む確実な措置の実現を目指す。また、大学分科会においてまとめられた高等教育機関における機関別の役割に明記された専門学校の特色である実践的な職業教育の推進等について、他の高等教育機関の特色との差異を明確にする。

iii. 財政措置及び学生に対する修学支援への対応

- ① 高等教育の修学支援新制度は、多子世帯や理工農系への支援が拡充された。今後、さらなる対象範囲の拡大と、将来的にすべての専門学校が対象機関となるようさらなる制度の充実を目指す。
- ② 職業実践専門課程認定校に対して、特別交付税による地方財政措置が都道府県において講じられていることを受けて、具体的な提案と適切な情報提供を通じて各都道府県における予算要望活動を支援する。

iv. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、全国から寄せられた個別事案を踏まえつつ専門学校と公共職業能力開発施設等との競合回避に向けた具体的解決方策の提示を求める。
- ② 教育訓練を中心とした雇用対策において、専門学校の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専門学校における一層の取組の推進を図る。
- ③ 産業界に対して、専門学校の制度や職業教育機関として社会に果たしている役割等にかかる知識、理解不足に対して尚一層の理解促進を図る。

v. 職業教育推進のための具体的課題への取組

- ① 従来の対面授業の補完に留まらず、地理的・時間的制約を解消し、非常時においても教育の継続性を担保する新しい時代の標準的教育手法となりつつあるオンライン教育については、対面授業と同等の教育効果が得られるよう、質の担保が確実に図られる取組を推進するとともに、各指定養成制度における導入状況を把握しつつ、幅広い分野で活用されることを目指す。
- ② こども家庭庁や幼保一元化の動向を注視し、過去の実績と同様に文科大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度運用の是正を求める。
- ③ 個人事業者における円滑な事業承継を促進するため、一定の要件に基づいて贈与税・相続税が免除される「個人版事業承継税制」について、個人立専門学校の設置者に対して的確な情報の提供を行う。あわせて、地方税である固定資産税についても、個人立校への減免措置拡大のため必要な情報を提供していく。

vi. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢 18 歳以上の学生が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習や具体的な教材による主権者教育を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。

- ② 専門学校の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育、社会貢献への意識啓発といった教育について、積極的に情報提供を行い各専門学校において対応を推進する環境を整備する。

vii. 情報発信による理解促進

- ① 各専門学校による教育活動の特色や職業教育の魅力を広く発信するとともに、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透させる。その一環として、文科省サイト「#知る専」の積極的な活用や全国統一の「7月11日職業教育の日」等における広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、地方公共団体や産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ② 文科省と連携して、個々の学生の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に発信する。

viii. 他の学校種との接続・連携の推進

- ① 職業教育の評価向上の一環として、専門学校と高等学校の有機的な連携、また高等教育機関間の学生の流動性を高めるため専門学校と大学（専門職大学含む）の連携・接続を推進する。
- ② 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、所謂「3つのポリシー」への取組を参照しつつ、職業教育を行う専門学校の募集方針、教育目標、到達目標といった具体的な方針等を提示するなど、学生受け入れ及び入試内容等について理解促進を図る。

ix. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② （独）日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業生への適切な事務手続き等について、会員校への情報提供を推進する。さらに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度の全国的な状況把握に努めるとともに、専門学校への対象範囲拡大を求める。

x. 大規模災害支援

- ① 近年頻発する大規模自然災害は、専門学校に直接的被害をもたらすと同時に、学生やその保護者も被災者となる可能性をはらんでいる。近い将来の発生が指摘されている大規模地震（南海トラフ地震や首都直下型地震等）などから生命、財産を守るため、強い危機感をもって、専門学校が確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めていく。また、不測の事態に備えて行政機関と会員校の緊密な連携体制を構築するよう要望する。あわせて、専門学校の防災拠点としての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。
- ② 年間を通じて自然災害の発生頻度が増加するなど、各地で甚大な被害が報告されている。今後の発生に備え、過去の事例や支援の状況等を収集・整理するとともに自然災害により被災した地域の専門学校、ならびに学生及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成や災害の多い我が国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専門学校の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応

i. リカレント教育の推進

- ① 人生100年時代に対応した多様なリカレント教育機会の充実を図るとともに、産業界や地域と連携した知識や技術のアップデート（リスキリング）実践モデルの開発を推奨し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。
- ② リカレント教育の充実を図る観点から、文科省委託事業や厚労省の能力開発・雇用政策に対応し、専門学校が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等について会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。
- ③ 我が国のリカレント教育の環境整備のために求められている、NQF構築による学習成果の可視化、国内外の人材流動性の活性化などの実現を目指す。
- ④ 専門学校においては、従来のエッセンシャルワーカーの育成に加え、デジタル技術や高度スキルを備えたアドバンストエッセンシャルワーカーの育成と人材の流動化に資する高度職業教育の取組を推進するとともに、学生が十分な支援を受けられるよう、専門学校の地元貢献に関する統計データをもとに関係府省庁への働きかけを行う。

ii. 厚労省施策への対応

- ① 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練等）において、職業実践専門課程やキャリア形成促進プログラム認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進め、専門学校の教育プログラムが社会人の学び直しにより活用されるよう内容の充実につとめるとともに、教育訓練給付制度の指定要件等の弾力化や支援策の拡充を求める。
- ② 社会人の学び直しに対応した教育コンテンツの開発を推進し、好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。
- ③ 本協会の動向を含め全国的な状況について情報共有をはかりつつ、都道府県に設置されている「地域職業能力開発促進協議会」への専門学校の積極的な参画を通じて、リカレント教育も含めた各地域の職業訓練の充実、活性化に向けた取組を推進する。

iii. 留学生政策への対応

- ① 専門学校への優秀な留学生の受け入れを推進し、国家資格を取得した留学生の卒業後の就職機会の更なる拡大を目指す。
- ② 令和5年度に創設された文部科学大臣認定制度「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の実績を確認し、制度的効果の検証を行うとともに、同プログラムの普及啓発を念頭に置き、特に地方の中小企業等への専門学校留学生の卒業後の就職機会の一層の促進を図る。
- ③ 政府の目標であった留学生40万人受け入れが達成された。非漢字圏からの留学生数の大幅な増加がこの達成に寄与しており、確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することを目指す。また、令和6年度から開始された日本語教育機関等の認定制度については、中教審生涯学習分科会日本語教育部会長所見にあるように、関係法令の遵守はもとより、法の趣旨を踏まえた日本語教育を行うよう専門学校等に対して適切な対応を周知・

啓発する。また、各校の認定制度への対応にかかる負担軽減や支援のあり方について検討する。

- ④ 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校の国際化推進事業」等の施策を推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受け入れ促進プログラム（旧 外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校卒の拡充を求める。
- ⑤ 専門学校等における適切な留学生受け入れのために、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の周知も含めた在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。また、留学生が卒業後に社会で活躍できる環境整備に向けて、行政、産業界、専門学校、日本語教育機関の協力体制の推進を図る。

（２）全国高等専修学校協会

活動方針案

I、高等専修学校の振興策の実現

- ① 高等専修学校に対する特別交付税による地方財政措置の実現を受け、都道府県による各会員校に対する助成措置の確実な獲得を目指す。
- ② 生徒に対する国の支援として、高等学校等就学支援制度および高校生等奨学給付金の拡充のほか、学校独自に行う修学支援給付金等への補助、学校運営維持の助成措置等の制度構築・拡充を各都道府県に求める。また GIGA スクール構想を筆頭に、国の補正予算を通じ専修学校での遠隔教育導入に向けた施設設備の財政的支援ならびに都道府県での追加的な予算を得るとともに、より効果的な教育手法を検討し、全国に共有する。更に国家資格等の指定養成施設における要件緩和の充実として、国家資格等を所管する各省で学校の実態の確認・把握、規則の要件緩和（代替措置の設定等）や要件充足（学外実習の実施等）のための社会的環境の整備の徹底を求める。
- ③ 国による私立学校振興助成法（第9条 学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）と同様な支援制度の創設を求める。
 - ・東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」（※）をモデルとした各道府県における発達障がい生徒受け入れに関する予算措置を創設する。
 - ・各都道府県における授業料軽減措置に対する国の支援事業を求める。
 - ・高等学校等就学支援金のより一層の充実を求める。
- ④ 会員校が文部科学省委託事業「高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業」に積極的に参画し、各地域の教育振興基本計画に盛り込むなど、高等専修学校認知度向上を推進する。
- ⑤ 高等学校との格差是正のための調査研究を行うとともに、高等学校教育改革の方向性を注視し、後期中等教育機関としての高等専修学校振興に資する、制度改善を推進する。
- ⑥ 会員校により都道府県における経常費助成措置の推進並びに対象科目の平等を求めるとともに、「授業料軽減等措置」を推進する。この目的を達成する手段として、研修会等を通じて都道府県における取組情報の共有を図る。
- ⑦ 高等専修学校の魅力発信事業の毎年度実施を国に求め、高等専修学校の社会的認知度向上のための活動を推進する。その一環として、「大学入学資格付与（高等学校卒業程度）指定校〇〇高等専修学校」の学校案内、ホームページ等への掲載を推進する。全国高等

専修学校協会ウェブサイトでのトピックス更新実施会員校数を増加させる。

- ⑧ 高等専修学校における安全・安心な学習環境の確保のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付への積極的な加入を推進する。
- ⑨ 大学入試・スポーツ大会等における「格差問題」に関する実態を把握し、文部科学省との連携のもと格差を是正する。
- ⑩ 検定教科書の選定にかかる手続きについて、会員校への調査を通じた技能連携校等の実態等も踏まえつつ、高校との格差を是正する。
- ⑪ 各会員校で令和7年度の改正私立学校法施行への対応を進める。
- ⑫ 日本版DBS（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）導入の令和8年12月の施行に向け、対応を検討する。
- ⑬ 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想」～に議論に対応し、高等専修学校の多様な分野・学科における教育への支援を求めるとともに、高等専修学校と高等教育機関への接続を推進する。

II、高等専修学校の教育力の向上

- ① 全会員校の学校評価・情報公開の実施を実現する。
- ② 高等専修学校における「いじめ問題」に対して適切な対応を推進する。
- ③ 高等専修学校として、小中学校で「不登校」を経験した生徒に対して適切な受け入れと対応を推進する。
- ④ 高等専修学校に学ぶ発達障がい生徒の受け入れ、修学ならびに進路指導に関する支援を推進する。
- ⑤ 高等専修学校卒業生の進路において、進学でも就職でもない未決定者の比率を減らす。
- ⑥ 有権者として求められる力を身に付けるために、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用する。

III、組織力の強化

- ① 各都道府県協会における活動の強化と情報の共有を図る
- ② 体育大会等の協会主催事業への参加要請

IV、調査・統計資料の収集

- ① 高等専修学校の実態把握に関する事項
- ② 技能連携等の実態把握に関する事項

V、高等専修学校のPR・認知度のアップ

- ① 会員校が行う、高等専修学校の魅力発信事業の有効活用
- ② 会員校が行う、母校訪問の全国展開
- ③ 会員校が行う、高等専修学校展の普及
- ④ 職業体験講座・体験型授業の積極的普及と各ブロックにおける事例の共有
- ⑤ 協会ホームページの充実

VI、生徒表彰

- ① 成績優秀生徒及び部活動等における優秀生徒への表彰

VII、無認可校（サポート校）への対応

- ① 各地域における情報の共有化を図り、行政への働きかけを強める

※東京都：「私立専修学校特別支援教育事業費補助」とは、都内の私立専修学校高等課程で障がいをもつ生徒が在籍する学校の設置者に、運営費の一部を補助する制度。令和7年度の生徒一人あたりの

補助単価は、815,500円である(私立特別支援学校高等部の経常費補助単価の1/2)。

長野県：平成27年度から、特別補助として発達障がいのある生徒一人当たり48,800円(令和7年度)を一般補助に特別補助として加算する制度創設。

山形県：高等専修学校への特別支援教育支援員の配置として1校90万円が予算措置。

兵庫県：平成31年度より生徒指導の充実(臨床心理士等カウンセリングを担当する教職員の配置)補助単価30万円、特別支援教育体制の整備(特別な支援が必要な生徒の受け入れ体制整備や学校生活での支援体制構築を図る活動)補助単価28万円を新規事業として創設。※令和7年度は特色推進事業補助として大学入学資格付与校への補助総額が表記。

佐賀県：不登校経験や発達障がい及びその疑いのある生徒、全日制中退者等の受け入れを行っていると対外的に明示している学校法人立大学入学資格付与校へ生徒一人当たり313,856円(令和7年度)の補助を行っている。

(3) 全国専修学校一般課程各種学校協会

1. 運動方針案

(1) 生涯学習社会への積極的な対応

入学資格に特に制限がない専修学校一般課程及び各種学校は、誰でも自由に、職業上又は生活上必要な専門的知識や技能、教養等を学ぶことができる機能を有しており、生涯学習の観点から最も期待される学校である。本協会では会員校が行う生涯学習事業を広く社会に認知・普及させる活動を積極的に行っていく。各学校がその特色や機能を活かして、広く国民の学習ニーズに合わせた多様な教育を展開することを目的として「生涯学習カレッジ認定講座認定事業」を推進、全会員校への定着とともに、広報の在り方の検討も含めより一層の充実を引き続き図っていく。

(2) 地域社会との連携

少子化・高齢化の進展、共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加など、地域力の衰退、地域格差・経済格差の拡大に直面するなか、持続可能な社会づくりを進めるため、学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かす環境整備が必要である。文科省が進める地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現を目指す「学校を核とした地域力強化プラン」事業や、厚生労働省が行う職業能力開発促進事業などに関与し、専修学校一般課程および各種学校と地域社会との連携促進を図る。

(3) 金融機関の窓口での本人確認書類の提示等の取り扱い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、専修学校一般課程及び各種学校においては入学金、授業料等の支払に係る現金での振り込みについて、その額が10万円を超える場合は、金融機関の窓口での本人確認書類の提示等が必要となっている。法令上、入学資格が明確でないということを理由に、幼稚園と同様に本人確認が必要とされているという現状があり、専修学校一般課程及び各種学校に対しても、専門課程・高等課程や他の学校種と同様の取り扱いを関係省庁に求めていく。

(4) 学習成果の社会的評価の向上に向けた単位認定の研究

国民一人一人の能力の向上を図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、その提供される学習の質を向上させることが不可欠である。また、個人の学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。現在、文部科学省においては、個人の学習成果の活用促進という観点から、「生涯学習パスポート」の作成・活用が推奨されている。これは、個人が進学や就職・転職、あるいは社会的な活動につく際に個人の

資質能力等をより適切に評価してもらうことを期待して、生涯学習によって得た能力等の学習成果を詳しく記述し、提示するものである。学習成果の可視化を推進するとともに専修学校一般課程及び各種学校における学習成果も、将来的に高等学校や大学など他の教育機関の単位として認定されるよう制度整備に向けた研究を推進する。

(5) 学校評価と情報公開への取り組みの推進

地域の教育を担う公器としての専修学校一般課程及び各種学校の社会的説明責任を果たす観点から、「専修学校における学校評価ガイドライン」および「情報提供等への取組に関するガイドライン」、「専修学校における学校評価実践の手引き」などを参考として、学校評価と情報公開の積極的推進を図る。

(6) 教育費私費負担の軽減に資する公的財政支援制度の研究

高等学校等就学支援金の制度対象校の拡大により、一定要件を満たす各種学校についても、高等学校等と同様の支援策が講じられている。このような個人補助の観点に立った公的な支援制度に関する情報の収集・発信、研究を行う。

(7) 日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の普及・啓発

専修学校一般課程及び各種学校は、日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の融資の対象となっている。

融資の用途としては、学校納付金、受験にかかった費用、アパート・マンションの敷金・家賃など、教科書代、学習用品費等、使いみちは多岐にわたり、教育資金の必要な学生にとり有効な手段と考えられることから、経済的理由により修学を断念する学生生徒が出ないよう会員校に周知し、普及・啓発に努める。

(8) 日本版DBSへの対応

日本版DBS（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）を導入するための法律の令和8年12月25日の施行に向け、18歳未満の生徒などを受け入れている専修学校一般課程および各種学校においても運営上影響が想定される。専修学校一般課程および各種学校は、民間教育保育等事業者等と同様に国の「認定」を受けた場合に法律で定める性暴力防止の取組を行うこととなるため、取組内容や手続きを理解したうえで対応を検討していく。

(9) 社会への発信力の強化と情報提供および協会組織の強化

専修学校一般課程及び各種学校の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて社会に対する発信力を強化し、未会員校の都道府県協会等への入会を促進する。会員校には本協会活動への参加を積極的に促し、連携強化を図る。また、全専各連が実施している専修学校各種学校都道府県助成状況調査結果等を利用した事例収集を行うとともに、各学校における特色ある収益事業・付帯事業等の研究をとりまとめ、定例総会等において会員校への情報提供に努めるとともに、協会ホームページ上において公開する。さらに、会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育のより一層の振興に資するため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）及びキャリア教育共済協同組合の各種事業への会員校の参加を促進するとともに、会員校間のネットワークによる情報共有システムの構築を推進するために協会ホームページの充実を図る。

6. 分野別専門部会活動方針概要

(1) 全国工業専門学校協会

工業分野における専門教育の高度化および会員校間の連携強化、並びに情報発信力の向上を目的として、以下の事業を実施する。

①幹事会の開催

工業系専門教育を取り巻く環境や課題について情報共有を行うとともに、協会事業の運営方針について協議を行う。

②第48回定例総会（令和8年度）の開催

事業報告および収支決算、当年度事業計画等について審議を行い、会員校間の情報共有と協会運営の方向性を確認する。

③運営委員会の開催

協会事業の具体的な運営について検討を行い、必要に応じて適宜開催する。

④第11回学生成果報告会（令和8年度）の開催

各校の学生が現在取り組んでいる課題、研究、制作等について発表する機会を設けるとともに、工業分野における実践的な教育活動の取組を学外に発信する。

また、教育内容およびプロセスの共有を通じて会員校間の教育の高度化を図る。

⑤会長賞の授与

優れた教育成果および学生の取組に対して表彰を行い、学修意欲の向上と教育活動の活性化を図る。

⑥ホームページの改修

協会活動の情報発信力強化および会員校間の情報共有の円滑化に向け、ホームページの機能改善の実施に向けて検討を進める。

（2）全国語学ビジネス観光教育協会

「観光英語検定試験」を年2回開催。あわせて検定試験関連書籍等の作成・発行を行い、会員校・検定試験等の広報活動に努める。また、「全国専門学校英語スピーチコンテスト」を開催し、語学ビジネス観光教育の充実向上に努める。

①第51回観光英語検定試験

令和8年6月28日：2・3級

②第52回観光英語検定試験

令和8年10月25日：1・2・3級

③第44回全国専門学校英語スピーチコンテスト

令和9年1月16日：東京

（3）全国服飾学校協会

①全国服飾学校「第42回ファッション画コンクール」の開催

昨年はアルカディア市ヶ谷私学会館で授賞式を行ったが、今年度も授賞式を令和9年2月9日開催予定。

（4）全国美術デザイン教育振興会

①第38回「全日本高校デザイン・イラスト展」開催予定

内容については基本的に昨年度を踏襲する。

作品応募期間：令和8年8月17日～9月4日

全国表彰式：令和8年11月14日

巡回展：東日本地区・令和8年11月13日～15日

西日本地区・令和8年12月11日～12日

②研修委員会

色彩学の指導にあたる教員の研修及びオンデマンド方式の実践に向けて開催予定。

③事業委員会

○色彩士検定の実施

第60回色彩士検定試験：令和8年9月6日（1級・3級）

第61回色彩士検定試験：令和9年1月24日（2級・3級）

○色彩士検定準3級試験

年6回オンライン試験方式で偶数月に受験料無料で実施。

○色彩士検定4級試験

毎月2回オンライン試験方式で各10日前後の試験期間を設定し受験料無料で実施。

（5）全国予備学校協議会

社会の変化に的確な対応を図り、全専各連の分野別専門部会としての活動を通じて、学校教育制度の一環としての教養基礎教育を担う予備学校の教育と経営の充実向上に努める。

①学校の教育と経営の充実向上を図るための調査研究

②予備学校の教育と経営に関する研修会の開催

③広報活動

（6）一般社団法人全国専門学校情報教育協会

情報系専門学校及び情報機器を活用するすべての専門学校を対象に、以下の事業を実施する。

①インターネットベーシックユーザーテスト〔i B u t〕の実施

②会員加入促進強化

③情報教育に関する調査・研究事業の実施

④情報教育担当教員研修会などの実施

⑤海外教育視察の実施

⑥第23回ビジネスプロデュースコンペティションの開催

⑦第15回専門学校ゲームコンペティションの開催

⑧第13回専門学校CG作品コンテストの開催

⑨専門学校におけるDX化に関する研究

⑩文部科学省事業の受託

⑪インターネットやY o u T u b eを活用した情報の提供

（7）公益社団法人全国経理教育協会

①作問や試験実施に関する新たな方式の検討と導入推進

②会員加入増強の推進

③C B Tによる検定実施の拡充

④ガバナンス体制の強化と公益法人会計基準改正への対応

⑤全国簿記競技大会のC B T方式による開催

⑥受験教材の整備（問題集・テキスト・e-ラーニング開発）

⑦試験会場確保策の推進

⑧収益事業等の安定的収益確保

⑨検定試験の国際化の推進

- ⑩研修会の開催
- ⑪コンプライアンスの強化及び諸規定の整備
- ⑫次世代を担う人材の掘り起こしと養成

(8) 全国専門学校日本語教育協会

- ①理事会・総会・執行役員会の開催
 - ・令和8年度理事会・総会の開催
 - ・令和8年度執行役員会の開催
- ②委員会活動
 - ・ニュースレターの発行
 - ・メールによる会員への情報提供
 - ・協会ホームページの更新
 - ・会員校紹介ホームページの作成
 - ・日本語教育機関の認定に関する新法への対応の検討、勉強会の開催
 - ・法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、外務省の日本語教育や留学生に対する施策への対応の検討
 - ・各地方出入国在留管理局への対応の検討
 - ・学校評価、質保証に関する研究
 - ・法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、日本語教育推進議員連盟などと連携し講演会などを開催
 - ・優秀学生表彰事業の実施
 - ・日本語教育機関団体連絡協議会としての活動
本協会の他、(一財)日本語教育振興協会、(一社)全国日本語学校連合会、(一社)日本語学校ネットワーク、(一社)全国各種学校日本語教育協会、(一社)全日本学校法人日本語教育協議会と連携
- ③日本語弁論大会の開催
 - ・第39回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催（於東京）

(9) 全国リハビリテーション教育協会

- ①令和8年度 定例総会・理事会及び、情報交換会の開催
- ②医療系eラーニングコンテンツ共同開発利用事業
 - ・コンテンツ動画（解剖学・生理学・運動学）の運用と新分野の検討
- ③会員校学術交流
 - ・国家試験対策特別講義（オンライン）の実施
 - ・特別講演の実施
 - ・学生指導業務等に関する情報共有
 - ・教育課程（OSCE、臨床実習、カリキュラム、生成AIの利用）に関する情報共有
 - ・各校独自の取り組みについて情報共有

(10) 一般社団法人全国専修学校動物系教育協会

- ① 業務執行理事会の開催
- ② 理事会・幹事会、総会の開催
第1回理事会・幹事会、総会 2026（令和8）年6月 開催予定

第2回理事会・幹事会、総会 2027（令和9）年3月 開催予定

③ 教職員の資質向上のための事業および調査研究

2026（令和8）年8月グルーマー（トリマー）教師向け研修会の開催

④ 愛玩動物看護師法に関わる情報共有会（意見交換・収集・集約）の開催

⑤ 関係団体との情報共有及び連携

⑥ グルーマー（トリマー）技能検定（厚生労働省）申請に向けての取り組み

年間主要会議日程（予定）

◆令和8年

4月17日（金）事務担当者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

6月17日（水）全専各連第75回定例総会・第143回理事会（東京都・アルカディア市ヶ谷）

6月18日（木）全国専門学校協会定例総会・理事会（東京都・アルカディア市ヶ谷）

7月10日（金）近畿ブロック会議（滋賀県・びわ湖大津プリンスホテル）※

7月16日（木）中国ブロック会議（岡山県・ANAクラウンプラザホテル岡山）

7月24日（金）九州ブロック会議（福岡県・ANAクラウンプラザホテル福岡）

8月20日（木）中部ブロック会議（富山県・ANAクラウンプラザホテル富山）

8月21日（金）四国ブロック会議（愛媛県・ANAクラウンプラザホテル松山）

8月27日（木）北関東信越ブロック会議（栃木県・ライトキューブ宇都宮）

8月27日（木）～28日（金）北海道ブロック会議（札幌・ホテル札幌ガーデンパレス）

9月17日（木）東北ブロック会議（山形県・ホテルメトロポリタン山形）

10月30日（金）南関東ブロック会議（千葉県・京成ホテルミラマーレ）

11月27日（金）都道府県協会等代表者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

※近畿ブロック会議は滋賀・奈良県共催による

◆令和9年

2月25日（木）全専各連第144回理事会・全専協理事会合同会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

<その他>

第81回全国私立学校審議会連合会総会

令和8年10月15日（木）～16日（金）徳島県：ホテルクレメント徳島

収支予算書(収支)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[10,000]	[0]
基本財産利息収入	10,000	10,000	0
入会金収入	[300,000]	[300,000]	[0]
入会金収入	300,000	300,000	0
会費収入	[107,000,000]	[107,000,000]	[0]
都道府県協会等会費収入	105,000,000	105,000,000	0
分野別専門部会費収入	2,000,000	2,000,000	0
雑収入	[20,000]	[20,000]	[0]
受取利息収入	10,000	10,000	0
雑収入	10,000	10,000	0
事業活動収入計	107,330,000	107,330,000	0
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[22,190,000]	[20,270,000]	[1,920,000]
総会運営費支出	1,580,000	1,860,000	△ 280,000
役員会運営費支出	6,680,000	4,900,000	1,780,000
委員会運営費支出	2,690,000	2,950,000	△ 260,000
事務担当者会議費支出	2,430,000	2,250,000	180,000
ブロック会議費支出	6,310,000	6,310,000	0
出張旅費支出	2,500,000	2,000,000	500,000
渉外費支出	[4,800,000]	[8,300,000]	[△ 3,500,000]
渉外費支出	1,300,000	300,000	1,000,000
振興対策費支出	3,500,000	8,000,000	△ 4,500,000
広報活動費支出	[4,050,000]	[4,770,000]	[△ 720,000]
広報活動費支出	1,950,000	2,720,000	△ 770,000
広報発行費支出	2,100,000	2,050,000	50,000
協会運営費支出	[29,770,000]	[29,770,000]	[0]
協会運営費支出	29,770,000	29,770,000	0
職業教育の日推進費支出	[1,060,000]	[1,690,000]	[△ 630,000]
職業教育の日推進費支出	1,060,000	1,690,000	△ 630,000
交付金支出	[2,100,000]	[2,100,000]	[0]
都道府県協会等交付金支出	2,100,000	2,100,000	0
50周年記念事業費支出	[0]	[30,000,000]	[△ 30,000,000]
記念事業費支出	0	28,800,000	△ 28,800,000
記念委員会運営費支出	0	1,200,000	△ 1,200,000
管理費支出	[60,100,000]	[58,800,000]	[1,300,000]
給料手当支出	36,800,000	36,500,000	300,000
雑給支出	2,000,000	2,200,000	△ 200,000
法定福利費支出	6,800,000	6,700,000	100,000
福利厚生費支出	800,000	800,000	0
旅費交通費支出	1,400,000	1,300,000	100,000
顧問料支出	0	2,100,000	△ 2,100,000
通信運搬費支出	600,000	1,200,000	△ 600,000
消耗品費支出	800,000	700,000	100,000
新聞図書費支出	150,000	300,000	△ 150,000
印刷費支出	500,000	500,000	0
水道光熱費支出	600,000	500,000	100,000
家賃支出	5,850,000	4,850,000	1,000,000
リース料支出	1,000,000	0	1,000,000
租税公課支出	50,000	50,000	0
支払手数料支出	2,500,000	800,000	1,700,000
雑支出	250,000	300,000	△ 50,000
事業活動支出計	124,070,000	155,700,000	△ 31,630,000
事業活動収支差額	△ 16,740,000	△ 48,370,000	31,630,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定活動収入	[21,800,000]	[53,800,000]	[△ 32,000,000]
活性化対策特定預金取崩収入	21,800,000	53,800,000	△ 32,000,000
投資活動収入計	21,800,000	53,800,000	△ 32,000,000
2. 投資活動支出			
特定活動支出	[3,000,000]	[35,200,000]	[△ 32,200,000]

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
退職給付引当支出	3,000,000	3,400,000	△ 400,000
活性化対策特定預金支出	0	31,800,000	△ 31,800,000
投資活動支出計	3,000,000	35,200,000	△ 32,200,000
投資活動収支差額	18,800,000	18,600,000	200,000
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	2,000,000	0
当期収支差額	60,000	△ 31,770,000	31,830,000
前期繰越収支差額	65,044,909	96,814,909	△ 31,770,000
次期繰越収支差額	65,104,909	65,044,909	60,000

第1次補正予算書(収支)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位:円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[0]	[10,000]
基本財産利息収入	10,000	0	10,000
入会金収入	[300,000]	[0]	[300,000]
入会金収入	300,000	0	300,000
会費収入	[107,000,000]	[0]	[107,000,000]
都道府県協会等会費収入	105,000,000	0	105,000,000
分野別専門部会費収入	2,000,000	0	2,000,000
雑収入	[20,000]	[0]	[20,000]
受取利息収入	10,000	0	10,000
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	107,330,000	0	107,330,000
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[22,190,000]	[0]	[22,190,000]
総会運営費支出	1,580,000	0	1,580,000
役員会運営費支出	6,680,000	0	6,680,000
委員会運営費支出	2,690,000	0	2,690,000
事務担当者会議費支出	2,430,000	0	2,430,000
ブロック会議費支出	6,310,000	0	6,310,000
出張旅費支出	2,500,000	0	2,500,000
渉外費支出	[4,800,000]	[0]	[4,800,000]
渉外費支出	1,300,000	0	1,300,000
振興対策費支出	3,500,000	0	3,500,000
広報活動費支出	[4,050,000]	[0]	[4,050,000]
広報活動費支出	1,950,000	0	1,950,000
広報発行費支出	2,100,000	0	2,100,000
協会運営費支出	[29,770,000]	[0]	[29,770,000]
協会運営費支出	29,770,000	0	29,770,000
職業教育の日推進費支出	[1,060,000]	[0]	[1,060,000]
職業教育の日推進費支出	1,060,000	0	1,060,000
交付金支出	[2,100,000]	[0]	[2,100,000]
都道府県協会等交付金支出	2,100,000	0	2,100,000
管理費支出	[60,100,000]	[0]	[60,100,000]
給料手当支出	36,800,000	0	36,800,000
雑給支出	2,000,000	0	2,000,000
法定福利費支出	6,800,000	0	6,800,000
福利厚生費支出	800,000	0	800,000
旅費交通費支出	1,400,000	0	1,400,000
通信運搬費支出	600,000	0	600,000
消耗品費支出	800,000	0	800,000
新聞図書費支出	150,000	0	150,000
印刷費支出	500,000	0	500,000
水道光熱費支出	600,000	0	600,000
家賃支出	5,850,000	0	5,850,000
リース料支出	1,000,000	0	1,000,000
租税公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	2,500,000	0	2,500,000
雑支出	250,000	0	250,000
事業活動支出計	124,070,000	0	124,070,000
事業活動収支差額	△ 16,740,000	0	△ 16,740,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定活動収入	[21,800,000]	[0]	[21,800,000]
活性化対策特定預金取崩収入	21,800,000	0	21,800,000
投資活動収入計	21,800,000	0	21,800,000
2. 投資活動支出			
特定活動支出	[3,000,000]	[49,200,000]	[52,200,000]
退職給付引当支出	3,000,000	0	3,000,000
活性化対策特定預金支出	0	49,200,000	49,200,000
投資活動支出計	3,000,000	49,200,000	52,200,000
投資活動収支差額	18,800,000	△ 49,200,000	△ 30,400,000

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	0	2,000,000
当期収支差額	60,000	△ 49,200,000	△ 49,140,000
前期繰越収支差額	65,044,909	49,197,366	114,242,275
次期繰越収支差額	65,104,909	△ 2,634	65,102,275

第6号議案 役員改選

任期満了にともない、令和8年度及び令和9年度の下記の件につき選任を願いたい。

- ・会長の選任
- ・監事の選任

（会則第15条第1項、第5項、会則第19条第2項第3号）